

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく
許可申請等の手引

茨城県 土木部 都市局 建築指導課

●はじめに

本手引は、茨城県において、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可申請等を行う場合の取扱いを示したものです。中核市（水戸市）においては、独自に手引を策定している場合があるため、本手引の取扱いとは異なる部分もありますので留意してください。

●本手引に記載の法令等名

略称	法令等名
法	宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）
政令	宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和三十七年政令第十六号）
省令	宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和三十七年建設省令第三号）
条例	茨城県手数料徴収条例（平成12年茨城県条例第9号）
細則	茨城県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則（令和7年茨城県規則第5号）

※本文中、宅地造成及び特定盛土等規制法は、盛土規制法、本法と略して記します。

●改訂履歴

版数	作成日	改訂概要
初版	令和7年3月	初版発行

目次

第1編 許可申請等の概要	1
第1章 盛土規制法の趣旨及び規制区域	1
1. 盛土規制法の趣旨.....	1
2. 用語の定義.....	2
3. 規制区域の指定状況.....	7
第2章 許可又は届出対象となる工事等の概要	10
1. 許可又は届出対象となる工事等の判定フロー.....	10
2. 許可を要する工事.....	11
3. 届出を要する工事.....	13
4. 許可又は届出を要しない工事等.....	16
5. 許可の特例（みなし許可）.....	22
第2編 許可を要する工事の手続き詳細	24
第1章 許可申請の手続き	24
1. 許可権者（県）と市町村の役割分担.....	24
2. 手続きの流れ.....	28
3. 事前相談.....	30
4. 申請窓口及び書類提出先（市町村）.....	31
5. 許可申請等に必要な書類.....	33
6. 許可申請等に係る手数料.....	38
7. 許可申請等に係る標準処理期間.....	40
8. 許可又は不許可の通知.....	41
9. 許可情報の公表.....	42
10. 宅地造成等に関する証明申請.....	43
第2章 許可基準	44
1. 周辺住民への周知.....	44
2. 技術的基準への適合.....	47
3. 工事主の資力・信用.....	49
4. 工事施行者の能力.....	51
5. 土地所有者の同意.....	52
6. 設計者の資格.....	53
第3章 許可後における留意事項	55
1. 許可時に付す条件への対応.....	55
2. 標識の掲示.....	56
3. 工事着手届の提出.....	57
4. 工事の変更許可申請.....	58

5.	軽微な変更に関する届出	60
6.	工事の中止・廃止・再開に関する届出	62
第4章 中間検査		63
1.	中間検査を要する工事	63
2.	中間検査の内容・方法	65
第5章 定期報告		67
1.	定期報告を要する工事	67
2.	定期報告の内容・方法	68
第6章 完了検査等		70
1.	完了検査等の内容・方法	70
2.	完了検査等時の留意事項	73
第3編 届出を要する工事の手続き詳細		74
第1章 届出の手続き		74
1.	届出の提出先	74
2.	手続きの流れ	74
第2章 特定盛土等規制区域における工事		75
1.	特定盛土等規制区域における工事に関する届出	75
2.	標識の掲示	77
3.	工事着手届の提出	78
4.	工事変更の届出	79
5.	工事の中止・廃止・再開に関する届出	80
第3章 その他届出		81
1.	区域指定の際に既に行われている工事に関する届出	81
2.	擁壁等の全部又は一部の除去工事に関する届出	83
3.	公共施設用地の転用に関する届出	84
第4編 参考資料		85
1.	事前相談	85
2.	周辺住民への周知	89
3.	土地所有者の同意及び誓約書	90

第1編 許可申請等の概要

第1章 盛土規制法の趣旨及び規制区域

1. 盛土規制法の趣旨

(目的)

法第一条 この法律は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う崖崩れ又は土砂の流出による災害の防止のため必要な規制を行うことにより、国民の生命及び財産の保護を図り、もつて公共の福祉に寄与することを目的とする。

<解説>

令和3年7月に静岡県熱海市において発生した土石流災害では、多くの貴い生命や財産が失われ、上流部の盛土が崩落したことが被害の甚大化につながったとされています。このほか、全国各地で人為的に行われる違法な盛土や不適切な工法の盛土の崩落による人的・物的被害が確認されるなど、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積（以下「盛土等」という。）による災害の防止が喫緊の課題となっていることを踏まえ、国では盛土等による災害から国民の生命・身体を守るため、従来の「宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）」の法律名を「宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）」（以下「盛土規制法」という。）に改正し、宅地、農地、森林等の土地の用途にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制することとしました。

盛土規制法は、宅地、農地、森林等の土地の用途にかかわらず、宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事を許可制（一部届出制）として危険な盛土等を包括的に規制することにより、盛土等に伴う災害を防止し、国民の生命及び財産を保護することを目的として定められています。

本手引は、盛土規制法の概要や盛土等の許可申請、許可後の諸手続などを整理したものであり、別に定める技術的基準をもって災害を防止するとともに、許可等の事務手続の迅速化及び適正化を図ることにより、工事の円滑な実施に資することを目的としています。

2. 用語の定義

2.1 宅地

(定義)

法第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 宅地 農地、採草放牧地及び森林（以下この条、第二十一条第四項及び第四十条第四項において「農地等」という。）並びに道路、公園、河川その他政令で定める公共の用に供する施設の用に供されている土地（以下「公共施設用地」という。）以外の土地をいう。

(公共の用に供する施設)

政令第二条 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第九十一号。以下「法」という。）第二条第一号の政令で定める公共の用に供する施設は、砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設その他これらに準ずる施設で主務省令で定めるもの及び国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、墓地その他の施設で主務省令で定めるものとする。

(公共の用に供する施設)

省令第一条 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和三十七年政令第十六号。以下「令」という。）第二条の主務省令で定める砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設その他これらに準ずる施設は、雨水貯留浸透施設、農業用ため池及び防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和三十九年法律第一百一号）第二条第二項に規定する防衛施設とする。

- 2 令第二条の主務省令で定める国又は地方公共団体が管理する施設は、学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設とする。

<解説>

盛土規制法では、「宅地」「農地等」で行われる盛土等を規制対象とします。

「公共施設用地」で行われる盛土等は、規制対象外です。

表 1.1 盛土規制法における土地の区分

土地の区分	内容	規制
宅地	農地等及び公共施設用地以外の土地	規制対象
農地等	農地、採草放牧地及び森林	規制対象
公共施設用地	道路、公園、河川などの公共の用に供する施設の用に供される土地	規制対象外

2.2 土地の形質変更

(定義)

法第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 略
- 二 宅地造成 宅地以外の土地を宅地にするために行う盛土その他の土地の形質の変更で政令で定めるものをいう。
- 三 特定盛土等 宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更で、当該宅地又は農地等に隣接し、又は近接する宅地において災害を発生させるおそれ大きいものとして政令で定めるものをいう。

(宅地造成及び特定盛土等)

政令第三条 法第二条第二号及び第三号の政令で定める土地の形質の変更は、次に掲げるものとする。

- 一 盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが一メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- 二 切土であって、当該切土をした土地の部分に高さ二メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- 三 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さ二メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（前二号に該当する盛土又は切土を除く。）
- 四 第一号又は前号に該当しない盛土であって、高さが二メートルを超えるもの
- 五 前各号のいずれにも該当しない盛土又は切土であって、当該盛土又は切土をする土地の面積が五百平方メートルを超えるもの

<解説>

盛土規制法における「土地の形質変更」は、一定の高さや規模に該当する盛土や切土を行う「宅地造成」及び「特定盛土等」のことです。具体的には、図 1.1 に示すとおりです。

宅地造成とは「宅地以外の土地を宅地にするために行う土地の形質変更」であり、特定盛土等とは「宅地又は農地等において行う土地の形質変更で、近接する宅地において災害を発生させるおそれ大きいもの」と定義されます。

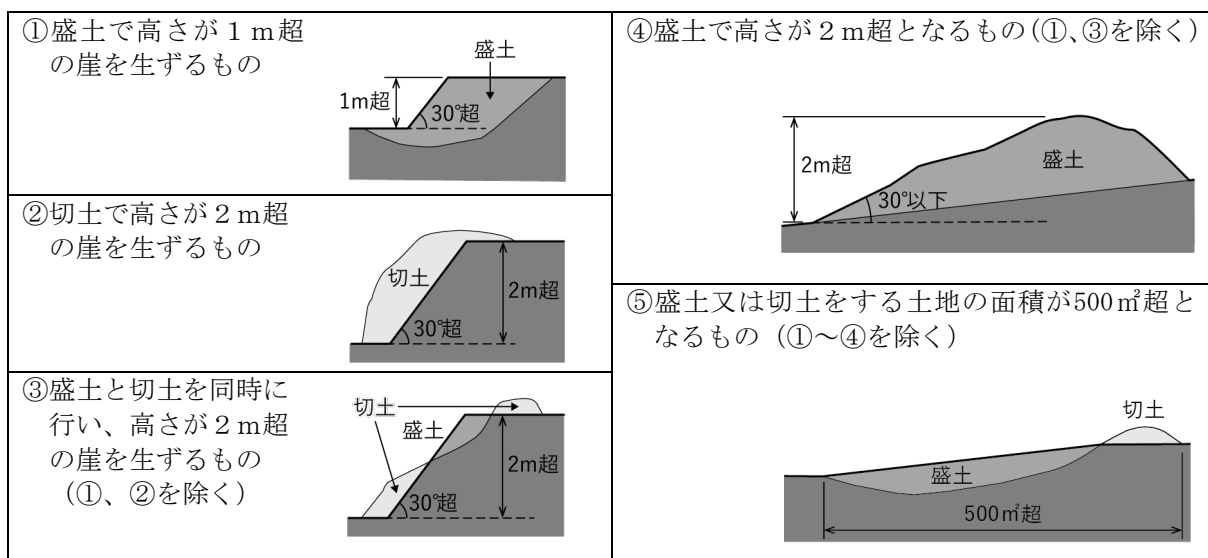


図 1.1 土地の形質変更（盛土・切土）

2.3 崖

(定義等)

政令第一条 この政令において、「崖」とは地表面が水平面に対し三十度を超える角度をなす土地で硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のものをいい、「崖面」とはその地表面をいう。

- 2 崖面の水平面に対する角度を崖の勾配とする。
- 3 小段その他の崖以外の土地によつて上下に分離された崖がある場合において、下層の崖面の下端を含み、かつ、水平面に対し三十度の角度をなす面の上方に上層の崖面の下端があるときは、その上下の崖は一体のものとする。
- 4 擁壁の前面の上端と下端（擁壁の前面の下部が地盤面と接する部分をいう。以下この項において同じ。）とを含む面の水平面に対する角度を擁壁の勾配とし、その上端と下端との垂直距離を擁壁の高さとする。

<解説>

「土地の形質変更」で示された「崖」とは、地表面が水平面に対し 30° を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のものをいいます。

なお、崖の途中に小段等の水平面があり、崖が分離されている場合であっても、一体の崖とみなすことがあります。

[分離された崖の考え方]

①一体の崖とみなすケース

下層の崖面の下端からの 30° を示す線分ABよりも上層の崖面の下端Pが上方にある場合、一体の崖とみなす。

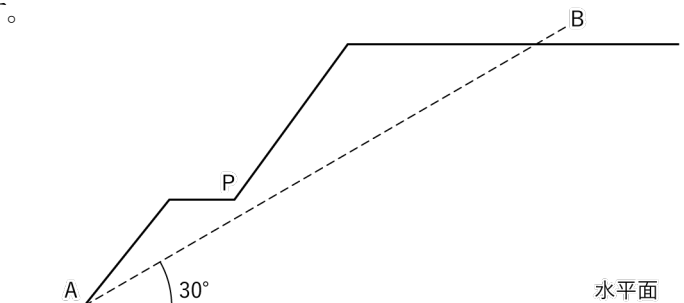


図 1.2 一体の崖とみなすケース

②別の崖とみなすケース

下層の崖面の下端からの 30° を示す線分ABよりも上層の崖面の下端Pが下方にある場合、別の崖とみなす。

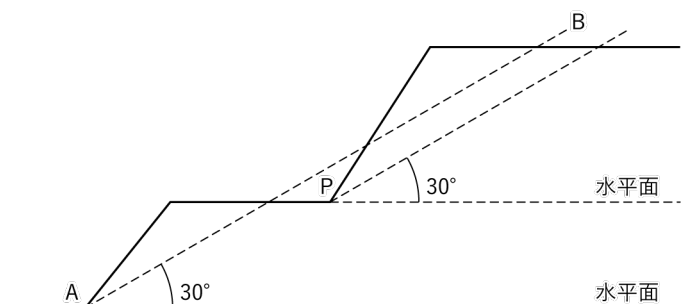


図 1.3 別の崖とみなすケース

2.4 土石の堆積

(定義)

法第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～三 略

四 土石の堆積 宅地又は農地等において行う土石の堆積で政令で定めるもの（一定期間の経過後に当該土石を除却するものに限る。）をいう。

(土石の堆積)

政令第四条 法第二条第四号の政令で定める土石の堆積は、次に掲げるものとする。

一 高さが二メートルを超える土石の堆積

二 前号に該当しない土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が五百平方メートルを超えるもの

<解説>

盛土規制法における「土石の堆積」とは、土石を積み重ねたものをいいます。具体的には、図1.4に示す規模のものが規制対象となります。

なお、土石の堆積は、工事の期間が5年以内で、5年以内に当該土石を除却するものに限ります。残土の埋立てなど、除却を前提としない堆積については、土地の形質変更として取り扱いません。

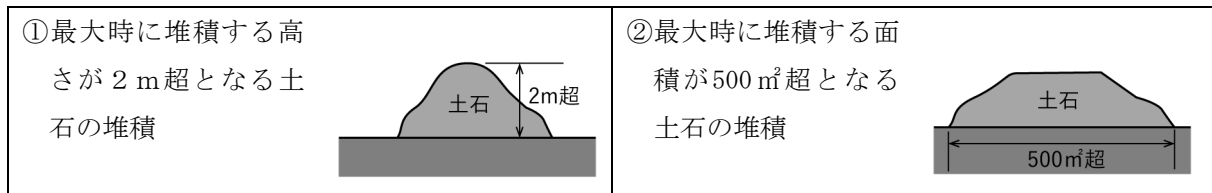


図 1.4 土石の堆積の定義

「土石」とは、「土砂」若しくは「岩石」又はこれらの混合物を指します。

「土砂」とは、次の①から⑤までのいずれかに該当するものをいいます。

①地盤を構成する材料のうち、粒径75mm未満の礫、砂、シルト及び粘土（以下「土」という。）

②地盤を構成する材料のうち、粒径75mm以上のもの（以下「石」という。）を破碎すること等により土と同等の性状にしたもの

③地盤を構成する材料のうち、土に植物遺骸等が分解されること等により生じた有機物が混入したもの

④土にセメント、石灰若しくはこれらを主材とした改良材、吸水効果を有する有機材料又は無機材料等の土質性状を改良する材料その他の性状改良材を混合等したもの

⑤建設廃棄物等の建設副産物（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第2項に規定する副産物のうち建設工事に伴うもの）を土と同等の性状にしたもの

「岩石」とは、石のほか、建設副産物を石と同等の性状にしたものをいいます。

2.5 その他

(定義)

法第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～四 略

五 災害 崖崩れ又は土砂の流出による災害をいう。

六 設計 その者の責任において、設計図書（宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を実施するために必要な図面（現寸図その他これに類するものを除く。）及び仕様書をいう。第五十五条第二項において同じ。）を作成することをいう。

七 工事主 宅地造成、特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。

八 工事施行者 宅地造成、特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。

九 造成宅地 宅地造成又は特定盛土等（宅地において行うものに限る。）に関する工事が施行された宅地をいう。

<解説>

その他の用語の定義は、以下のとおりです。

- ・「災害」とは、崖崩れ又は土砂の流出による災害のことです。また、規制区域の指定に伴う基礎調査の対象とする「災害」は、法第1条の目的にあるとおり「宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う崖崩れ又は土砂の流出による災害」であり、主として地震や降雨による盛土等の表層崩壊、大規模崩壊又は盛土等の崩落により流出した土砂が土石流化する現象となります。
- ・「設計」とは、「宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を実施するために必要な設計図書を作成すること」をいいます。
- ・「工事主」とは、「宅地造成」、「特定盛土等」若しくは「土石の堆積」に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自ら工事をする者をいいます。
- ・「工事施行者」とは、「宅地造成」、「特定盛土等」若しくは「土石の堆積」に関する工事の請負契約の請負人又は自ら工事をする者をいいます。
- ・「造成宅地」とは、「宅地造成」又は「特定盛土等」に関する工事が施行された宅地のことをいいます。なお、宅地以外で特定盛土等に関する工事が施行された土地は「造成宅地」に該当しません。

3. 規制区域の指定状況

(宅地造成等工事規制区域)

法第十条 都道府県知事は、基本方針に基づき、かつ、基礎調査の結果を踏まえ、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積（以下この章及び次章において「宅地造成等」という。）に伴い災害が生ずるおそれが大きい市街地若しくは市街地となろうとする土地の区域又は集落の区域（これらの区域に隣接し、又は近接する土地の区域を含む。第五項及び第二十六条第一項において「市街地等区域」という。）であつて、宅地造成等に関する工事について規制を行う必要があるものを、宅地造成等工事規制区域として指定することができる。

- 2 都道府県知事は、前項の規定により宅地造成等工事規制区域を指定しようとするときは、関係市町村長の意見を聴かなければならない。
- 3 第一項の指定は、この法律の目的を達成するため必要な最小限度のものでなければならない。
- 4 都道府県知事は、第一項の指定をするときは、主務省令で定めるところにより、当該宅地造成等工事規制区域を公示するとともに、その旨を関係市町村長に通知しなければならない。
- 5 市町村長は、宅地造成等に伴い市街地等区域において災害が生ずるおそれが大きい第一項の指定をする必要があると認めるときは、その旨を都道府県知事に申し出ることができる。
- 6 第一項の指定は、第四項の公示によつてその効力を生ずる。

(特定盛土等規制区域)

法第二十六条 都道府県知事は、基本方針に基づき、かつ、基礎調査の結果を踏まえ、宅地造成等工事規制区域以外の土地の区域であつて、土地の傾斜度、溪流の位置その他の自然的条件及び周辺地域における土地利用の状況その他の社会的条件からみて、当該区域内の土地において特定盛土等又は土石の堆積が行われた場合には、これに伴う災害により市街地等区域その他の区域の居住者その他の者（第五項及び第四十五条第一項において「居住者等」という。）の生命又は身体に危害を生ずるおそれが特に大きいと認められる区域を、特定盛土等規制区域として指定することができる。

- 2 都道府県知事は、前項の規定により特定盛土等規制区域を指定しようとするときは、関係市町村長の意見を聴かなければならない。
- 3 第一項の指定は、この法律の目的を達成するため必要な最小限度のものでなければならない。
- 4 都道府県知事は、第一項の指定をするときは、主務省令で定めるところにより、当該特定盛土等規制区域を公示するとともに、その旨を関係市町村長に通知しなければならない。
- 5 市町村長は、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害により当該市町村の区域の居住者等の生命又は身体に危害を生ずるおそれが特に大きい第一項の指定をする必要があると認めるときは、その旨を都道府県知事に申し出ることができる。
- 6 第一項の指定は、第四項の公示によつてその効力を生ずる。

<解説>

「宅地造成等工事規制区域」は、宅地造成等に伴う災害から人命を守るために県知事が指定する区域です。区域内で新たに行われる宅地造成等に関する工事の規制や、既存の盛土等に対する是正命令等を行います。

「特定盛土等規制区域」は、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害から人命を守るために県知事が指定する区域です。区域内で新たに行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する規制や、既存の盛土等に対する是正命令等を行います。

県における規制区域の指定範囲は、図 1.5 及び表 1.3 に示すとおりです。

表 1.2 規制区域の概要

規制区域	概要
宅地造成等 工事規制区域 (宅造区域)	宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積（以下「宅地造成等」という。）に伴い、災害が生ずるおそれ大きい市街地若しくは市街地となるうとする土地の区域又は集落の区域（これらの区域に隣接し、又は近接する土地の区域を含む。）であって、宅地造成等に関する工事について規制を行う必要がある区域。
特定盛土等 規制区域 (特盛区域)	宅地造成等工事規制区域以外の土地の区域であって、土地の傾斜度、溪流の位置その他の自然的条件及び周辺地域における土地利用の状況その他の社会的条件からみて、当該区域内の土地において特定盛土等又は土石の堆積が行われた場合には、これに伴う災害により市街地等区域その他の区域の居住者その他の者の生命又は身体に危害を生ずるおそれが特に大きいと認められる区域。

宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域

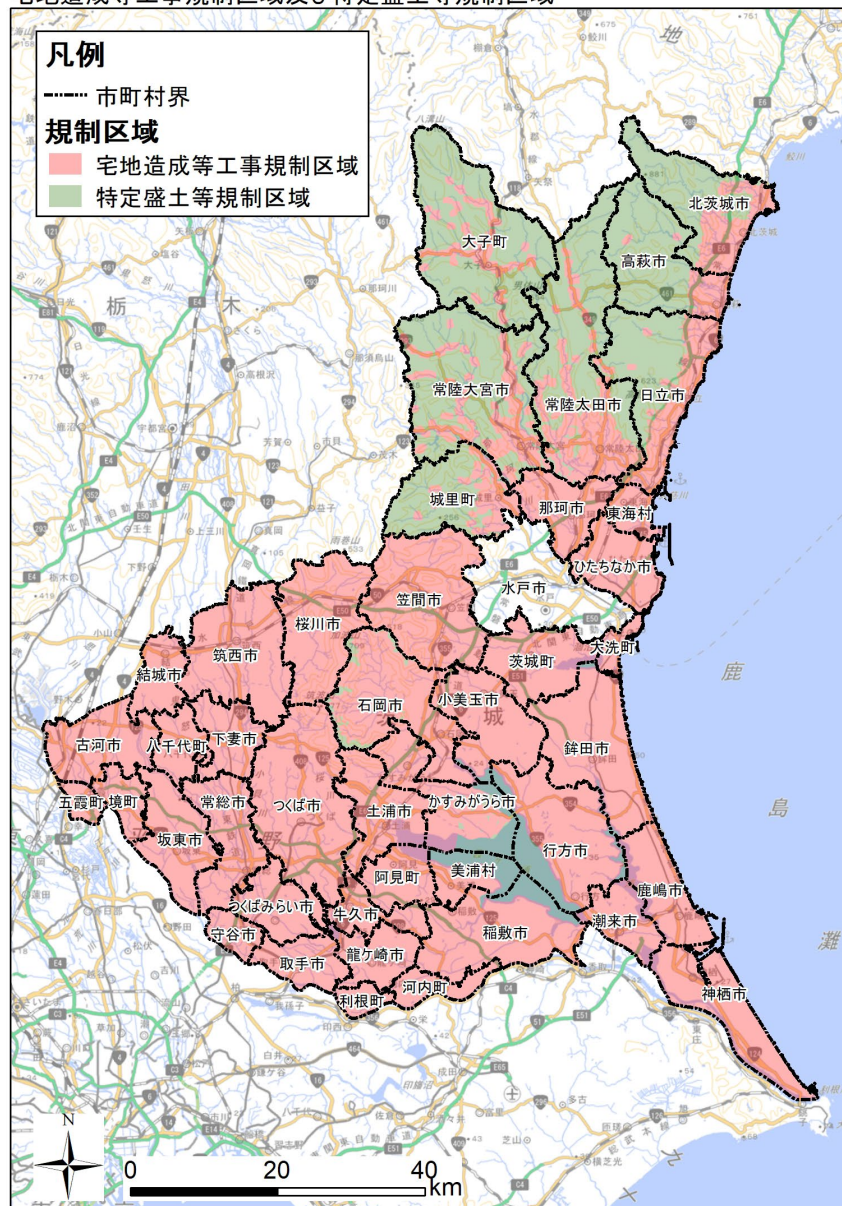


図 1.5 茨城県における規制区域の指定状況

表 1.3 茨城県における規制区域の指定状況一覧

No	市区町村名 (漢字)	市区町村名 (カナ)	宅地造成等 工事規制区域	特定盛土等 規制区域
1	日立市	ヒタチシ	○	○
2	土浦市	ツチウラシ	○	—
3	古河市	コガシ	○	—
4	石岡市	イソカシ	○	○
5	結城市	ユウキシ	○	—
6	龍ヶ崎市	リュウガサキシ	○	—
7	下妻市	シモツマシ	○	—
8	常総市	ジョウソウシ	○	—
9	常陸太田市	ヒタチオオタシ	○	○
10	高萩市	タカハギシ	○	○
11	北茨城市	キタイハラキシ	○	○
12	笠間市	カサマシ	○	—
13	取手市	トリデシ	○	—
14	牛久市	ウシクシ	○	—
15	つくば市	ツクバシ	○	—
16	ひたちなか市	ヒタチナカシ	○	—
17	鹿嶋市	カシマシ	○	—
18	潮来市	イタコシ	○	—
19	守谷市	モリヤシ	○	—
20	常陸大宮市	ヒタチオオミヤシ	○	○
21	那珂市	ナカシ	○	—
22	筑西市	チクセイシ	○	—
23	坂東市	バンドウシ	○	—
24	稲敷市	イナジキシ	○	△
25	かすみがうら市	カスミガウラシ	○	○
26	桜川市	サクラガワシ	○	—
27	神栖市	カミシ	○	—
28	行方市	ナカガタシ	○	△
29	銚田市	ヒョウダシ	○	△
30	つくばみらい市	ツクバミライシ	○	—
31	小美玉市	オミタマシ	○	△
32	茨城町	イハラキマチ	○	—
33	大洗町	オオアライマチ	○	—
34	城里町	シロサトマチ	○	○
35	東海村	トウカイムラ	○	—
36	大子町	オオコノマチ	○	○
37	美浦村	ミウラ	○	△
38	阿見町	アミマチ	○	—
39	河内町	カワチマチ	○	—
40	八千代町	ヤチヨマチ	○	—
41	五霞町	コノカマチ	○	—
42	境町	サカイマチ	○	—
43	利根町	トネマチ	○	—

※特定盛土等規制区域の「△」は都市計画区域外の湖沼部分のみ。

第2章 許可又は届出対象となる工事等の概要

1. 許可又は届出対象となる工事等の判定フロー

許可申請又は届出の要否は、図 1.6 より確認してください。

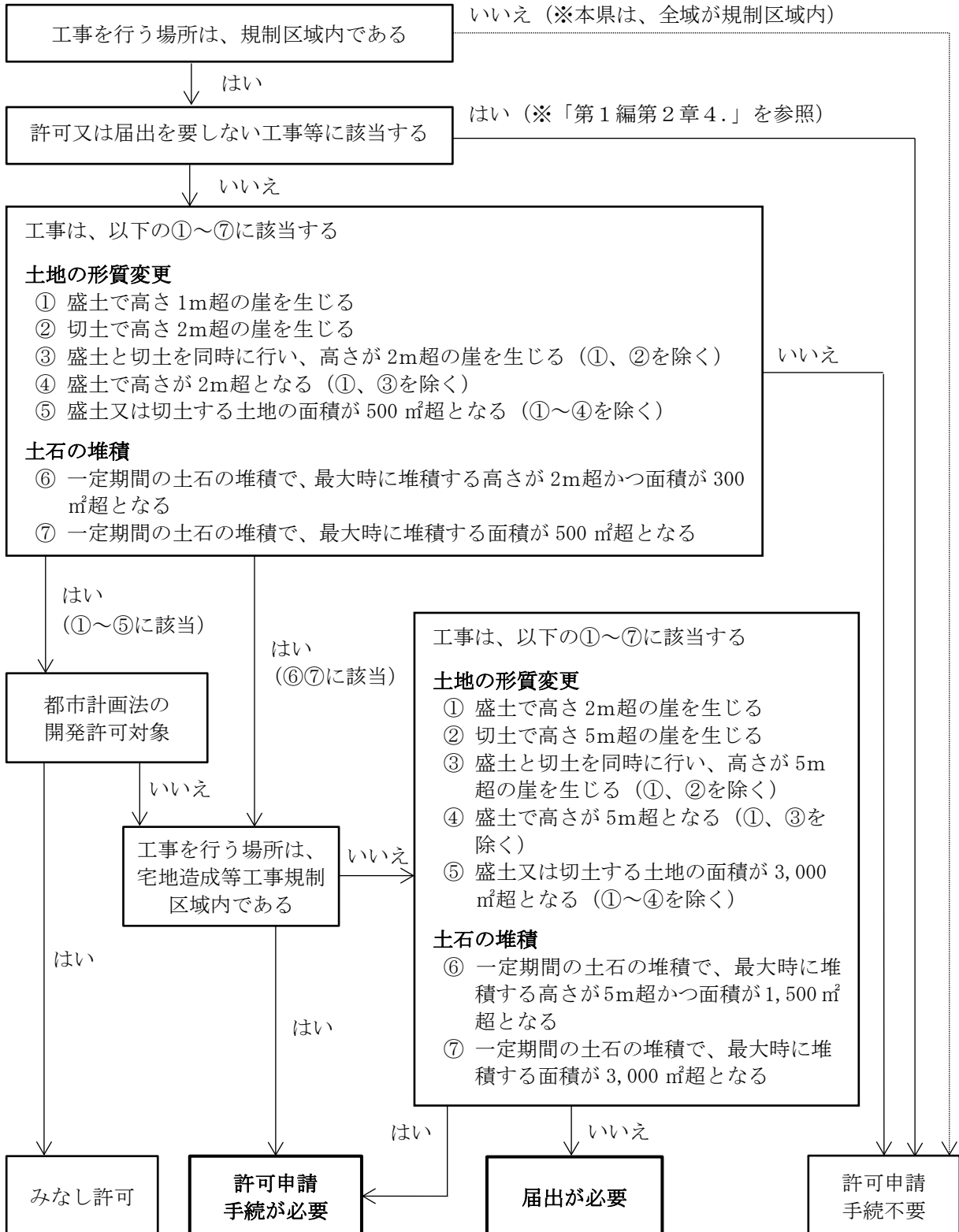


図 1.6 盛土規制法に基づく許可要否の判定フロー

2. 許可を要する工事

(宅地造成等に関する工事の許可)

法第十二条 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する前に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可)

法第三十条 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積（大規模な崖崩れ又は土砂の流出を生じさせるおそれ大きいものとして政令で定める規模のものに限る。以下この条から第三十九条まで及び第五十五条第一項第二号において同じ。）に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する前に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

(許可を要する特定盛土等又は土石の堆積の規模)

政令第二十八条 法第三十条第一項の政令で定める規模の特定盛土等は、第二十三条各号に掲げるものとする。

2 法第三十条第一項の政令で定める規模の土石の堆積は、第二十五条第二項各号に掲げるものとする。

(中間検査を要する宅地造成又は特定盛土等の規模)

政令第二十三条 法第十八条第一項の政令で定める規模の宅地造成又は特定盛土等は、次に掲げるものとする。

- 一 盛土であつて、当該盛土をした土地の部分に高さが二メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- 二 切土であつて、当該切土をした土地の部分に高さが五メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- 三 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが五メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（前二号に該当する盛土又は切土を除く。）
- 四 第一号又は前号に該当しない盛土であつて、高さが五メートルを超えるもの
- 五 前各号のいずれにも該当しない盛土又は切土であつて、当該盛土又は切土をする土地の面積が三千平方メートルを超えるもの

(定期の報告を要する宅地造成等の規模)

政令第二十五条 1 略

2 法第十九条第一項の政令で定める規模の土石の堆積は、次に掲げるものとする。

- 一 高さが五メートルを超える土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が千五百平方メートルを超えるもの
- 二 前号に該当しない土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が三千平方メートルを超えるもの

<解説>

宅地造成等工事規制区域内又は特定盛土等規制区域内において行われる工事は、工事に伴う災害を防止する観点から、その工事に着手する前に、県知事の許可を受ける必要があります。

許可を要する工事は、図 1.7 に示すとおりです。

第1編 許可申請等の概要
 第2章 許可又は届出対象となる工事等の概要
 2. 許可を要する工事

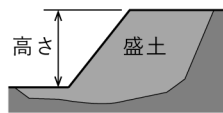
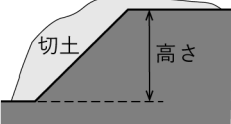
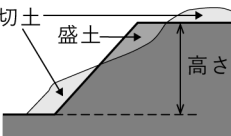
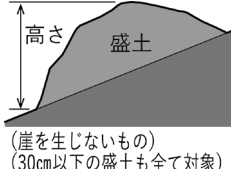
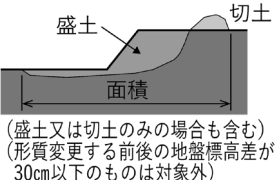
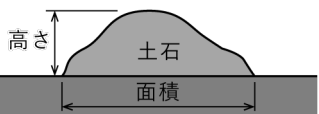
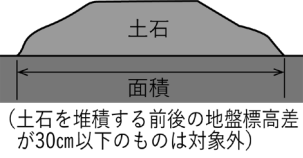
	宅地造成等工事規制区域	特定盛土等規制区域	イメージ
土地の形質変更	①盛土で高さが1 m超の崖を生ずるもの	①盛土で高さが2 m超の崖を生ずるもの	
	②切土で高さが2 m超の崖を生ずるもの	②切土で高さが5 m超の崖を生ずるもの	
	③盛土と切土を同時に行い、高さが2 m超の崖を生ずるもの (①、②を除く)	③盛土と切土を同時に行い、高さが5 m超の崖を生ずるもの (①、②を除く)	
	④盛土で高さが2 m超となるもの (①、③を除く)	④盛土で高さが5 m超となるもの (①、③を除く)	
	⑤盛土又は切土をする土地の面積が500 m ² 超となるもの (①～④を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が3,000 m ² 超となるもの (①～④を除く)	
土石の堆積	①最大時に堆積する高さが2 m超かつ面積が300 m ² を超えるもの	①最大時に堆積する高さが5 m超かつ面積が1,500 m ² 超となる土石の堆積	
	②最大時に堆積する面積が500 m ² 超となる土石の堆積	②最大時に堆積する面積が3,000 m ² 超となる土石の堆積	

図 1.7 許可が必要となる工事の規模

3. 届出を要する工事

3.1 特定盛土等規制区域における工事

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出等)

法第二十七条 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する日の三十日前までに、主務省令で定めるところにより、当該工事の計画を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の規定による届出を受理したときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

3・4 略

5 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等について都市計画法第二十九条第一項又は第二項の許可の申請をしたときは、当該特定盛土等に関する工事については、第一項の規定による届出をしたものとみなす。

<解説>

特定盛土等規制区域内において行われる許可を要する工事以外で、図 1.8 に示す届出対象の規模に該当する工事は、県知事に届出をする必要があります。

届出が受理された場合は、工事主の氏名又は名称、工事が施行される土地の所在地などが公表されるほか、関係市町村長に通知されます。

なお、都市計画法に基づく開発許可の申請をした場合は、特定盛土等について届出をしたものとみなすため、届出は不要です。

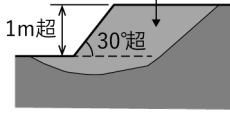
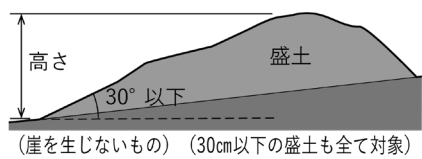
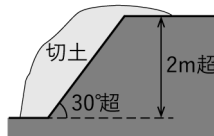
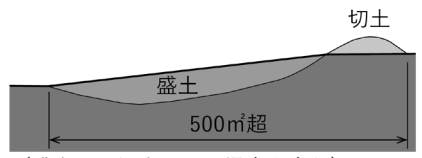
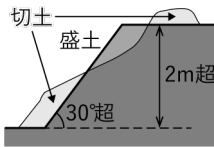
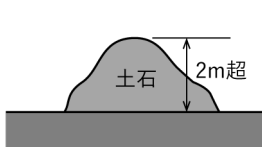
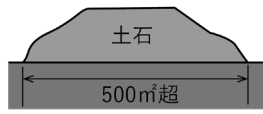
土地の形質変更	①盛土で高さが1m超の崖を生ずるもの 	土地の形質変更	④盛土で高さが2m超となるもの(①、③を除く) 
	②切土で高さが2m超の崖を生ずるもの 		⑤盛土又は切土をする土地の面積が500㎡超となるもの(①～④を除く) 
	③盛土と切土を同時に行い、高さが2m超の崖を生ずるもの(①、②を除く) 		(盛土又は切土のみの場合も含む) (形質変更する前後の地盤標高差が30cm以下のものは対象外)
土石の堆積	①最大時に堆積する高さが2m超かつ面積が300㎡を超えるもの 	土石の堆積	②最大時に堆積する面積が500㎡超となる土石の堆積 
			(土石を堆積する前後の地盤標高差が30cm以下のものは対象外)

図 1.8 届出が必要となる工事の規模

3.2 その他届出

(1) 区域指定の際に既に行われている工事に関する届出

(工事等の届出)

法第二十一条 宅地造成等工事規制区域の指定の際、当該宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する工事の工事主は、その指定があつた日から二十一日以内に、主務省令で定めるところにより、当該工事について都道府県知事に届け出なければならない。

(工事等の届出)

法第四十条 特定盛土等規制区域の指定の際、当該特定盛土等規制区域内において行われている特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の工事主は、その指定があつた日から二十一日以内に、主務省令で定めるところにより、当該工事について都道府県知事に届け出なければならない。

<解説>

規制区域の指定の際、当該区域内において許可・届出対象となる工事に着手している場合は、指定日から21日以内に、県知事へ届出書を提出する必要があります。

(2) 擁壁等の全部又は一部の除去工事に関する届出

(工事等の届出)

法第二十一条 1・2略

3 宅地造成等工事規制区域内の土地（公共施設用地を除く。以下この章において同じ。）において、擁壁等に関する工事その他の工事で政令で定めるものを行おうとする者（第十二条第一項若しくは第十六条第一項の許可を受け、又は同条第二項の規定による届出をした者を除く。）は、その工事に着手する日の十四日前までに、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(工事等の届出)

法第四十条 1・2略

3 特定盛土等規制区域内の土地（公共施設用地を除く。以下この章において同じ。）において、擁壁等に関する工事その他の工事で政令で定めるものを行おうとする者（第三十条第一項若しくは第三十五条第一項の許可を受け、又は第二十七条第一項、第二十八条第一項若しくは第三十五条第二項の規定による届出をした者を除く。）は、その工事に着手する日の十四日前までに、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(届出を要する工事)

政令第二十六条 法第二十一条第三項の政令で定める工事は、擁壁若しくは崖面崩壊防止施設で高さが二メートルを超えるもの、地表水等を排除するための排水施設又は地滑り抑止ぐい等の全部又は一部の除却の工事とする。

2 前項の崖面崩壊防止施設の高さは、崖面崩壊防止施設の前面の上端と下端（当該前面の下部が地盤面と接する部分をいう。）との垂直距離によるものとする。

(届出を要する工事)

政令第三十四条 法第四十条第三項の政令で定める工事は、第二十六条第一項に規定する工事とする。この場合においては、同条第二項の規定を準用する。

<解説>

宅地造成等工事規制区域内又は特定盛土等規制区域内の土地において次の工事（一部除却を含む。）を行う場合は、工事に着手する日の14日前までに県知事へ届出書を提出する必要があります。なお、工事の許可を受けている場合等は、届出書を提出する必要はありません。

[届出が必要な工事]

- ・ 規制区域内の土地において行う、高さが2 m超の擁壁又は崖面崩壊防止施設の除却工事
- ・ 規制区域内の土地において行う、地表水等を排除するための排水施設の除却工事
- ・ 規制区域内の土地において行う、地滑り抑止ぐい等の除却工事

(3) 公共施設用地の転用に関する届出

(工事等の届出)

法第二十一条 1～3略

- 4 宅地造成等工事規制区域内において、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した者（第十二条第一項若しくは第十六条第一項の許可を受け、又は同条第二項の規定による届出をした者を除く。）は、その転用した日から十四日以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(工事等の届出)

法第四十条 1～3略

- 4 特定盛土等規制区域内において、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した者（第三十条第一項若しくは第三十五条第一項の許可を受け、又は第二十七条第一項、第二十八条第一項若しくは第三十五条第二項の規定による届出をした者を除く。）は、その転用した日から十四日以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

<解説>

宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域内において、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した場合は、転用した日から14日以内に、県知事へ届出書を提出する必要があります。

なお、工事の許可を受けている場合は、届出書を提出する必要はありません。

第1編 許可申請等の概要

第2章 許可又は届出対象となる工事等の概要

4. 許可又は届出を要しない工事等

4. 許可又は届出を要しない工事等

4.1 宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事等

(宅地造成等に関する工事の許可)

法第十二条 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する前に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出等)

法第二十七条 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する日の三十日前までに、主務省令で定めるところにより、当該工事の計画を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可)

法第三十条 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積（大規模な崖崩れ又は土砂の流出を生じさせるおそれ大きいものとして政令で定める規模のものに限る。以下この条から第三十九条まで及び第五十五条第一項第二号において同じ。）に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する前に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

(宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事等)

政令第五条 法第十二条第一項ただし書の政令で定める工事は、次に掲げるものとする。

- 一 鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第十三条第一項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事又は同法第三十六条、第三十七条、第三十九条第一項若しくは第四十八条第一項若しくは第二項の規定による産業保安監督部長若しくは鉱務監督官の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事
- 二 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第六十三条第一項の規定による届出をし、又は同条第二項（同法第八十七条において準用する場合を含む。）若しくは同法第六十三条の二第一項若しくは第二項の規定による認可を受けた者（同法第六十三条の三の規定により同法第六十三条の二第一項又は第二項の規定により施業案の認可を受けたとみなされた者を含む。）が行う当該届出又は認可に係る施業案の実施に係る工事
- 三 採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十三条若しくは第三十三条の五第一項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事又は同法第三十三条の十三若しくは第三十三条の十七の規定による命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事
- 四 砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十六条若しくは第二十条第一項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事又は同法第二十三条の規定による都道府県知事若しくは河川管理者の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事
- 五 前各号に掲げる工事と同等以上に宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事として主務省令で定めるもの

(特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事)

政令第二十七条 法第二十七条第一項ただし書の政令で定める工事は、第五条第一項各号に掲げるものとする。

(特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事等)

政令第二十九条 法第三十条第一項ただし書の政令で定める工事は、第五条第一項各号に掲げるものとする。

(宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事)

省令第八条 令第五条第一項第五号の主務省令で定める工事は、次に掲げるものとする。

- 一 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第二条第二項に規定する土地改良事業、同法第十五条第

- 二項に規定する事業又は土地改良事業に準ずる事業に係る工事
- 二 火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第三条若しくは第十条第一項の許可を受け、若しくは同条第二項の規定による届出をした者が行う火薬類の製造施設の設置に係る工事、同法第十二条第一項の許可を受け、若しくは同条第二項の規定による届出をした者が行う当該許可若しくは届出に係る工事又は同法第二十七条第一項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事
- 三 家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第二十一条第一項若しくは第四項（同法第四十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による家畜の死体の埋却に係る工事又は同法第二十三条第一項若しくは第三項（同法第四十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による家畜伝染病の病原体により汚染し、若しくは汚染したおそれがある物品の埋却に係る工事
- 四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第七条第六項若しくは第十四条第六項の許可を受けた者若しくは市町村の委託（非常災害時における市町村から委託を受けた者による委託を含む。）を受けて一般廃棄物の処分を業として行う者が行う当該許可若しくは委託に係る工事又は同法第八条第一項、第九条第一項、第十五条第一項若しくは第十五条の二の六第一項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事
- 五 土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十六条第一項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事又は同法第二十二条第一項若しくは第二十三条第一項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事
- 六 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第十五条若しくは第十九条の規定による廃棄物の保管若しくは処分、第十七条第二項（同法第十八条第五項において準用する場合を含む。）の規定による廃棄物の保管、同法第三十条第一項若しくは第三十八条第一項の規定による除去土壌の保管若しくは処分又は同法第三十一条第一項若しくは第三十九条第一項の規定による除去土壌等の保管に係る工事
- 七 森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事
- 八 国若しくは地方公共団体又は次に掲げる法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事
- イ 地方住宅供給公社
 - ロ 土地開発公社
 - ハ 日本下水道事業団
 - ニ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
 - ホ 独立行政法人水資源機構
 - ヘ 独立行政法人都市再生機構
- 九 宅地造成又は特定盛土等（令第三条第五号の盛土又は切土に限る。）に関する工事のうち、高さが二メートル以下であつて、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が三十センチメートル（都道府県が規則で別に定める場合にあつては、その値）を超えない盛土又は切土をするもの
- 十 次に掲げる土石の堆積に関する工事
- イ 令第四条第一号の土石の堆積であつて、土石の堆積を行う土地の面積が三百平方メートルを超えないもの
 - ロ 令第四条第二号の土石の堆積であつて、土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が三十センチメートル（都道府県が規則で別に定める場合にあつては、その値）を超えないもの
 - ハ 工事の施行に付随して行われる土石の堆積であつて、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するもの

<解説>

許可又は届出の対象となる規模の工事であっても、以下の工事については災害のおそれがないと認められるため、盛土規制法の規制対象とはならず、よって許可又は届出は不要です。

(1) 他の法令等により確認が行われる工事

以下の法令等に基づく工事は、許可又は届出は不要です。

- ・ 鉱山保安法に基づく鉱物の採取（鉱業上使用する特定施設の設置に係る工事等）
- ・ 鉱業法に基づく鉱物の採取（認可を受けた施業案の実施に係る工事等）
- ・ 採石法に基づく岩石の採取（認可を受けた採取計画に係る工事等）
- ・ 砂利採取法に基づく砂利の採取（認可を受けた採取計画に係る工事等）
- ・ 土地改良法に基づく土地改良事業（農業用排水施設の新設等）及び準ずる事業
- ・ 火薬類取締法に基づく火薬類の製造施設の周囲に設置する土堤の設置等
- ・ 家畜伝染病予防法に基づく家畜の死体等の埋却
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物の処分等
- ・ 土壌汚染対策法に基づく汚染土壌の搬出又は処理等
- ・ 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法に基づく廃棄物若しくは除去土壌の保管又は処分

(2) 森林施業に必要な作業路網の整備工事

森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事は、許可又は届出は不要です。

(3) 国、地方公共団体等が行う応急措置工事

以下の者が非常災害のために必要な応急措置として行う工事は、許可又は届出は不要です。

- ・ 国、地方公共団体
- ・ 地方住宅供給公社
- ・ 土地開発公社
- ・ 日本下水道事業団
- ・ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- ・ 独立行政法人水資源機構
- ・ 独立行政法人都市再生機構

(4) 一定規模以下の工事

図 1.9 に示す一定規模以下の工事は、許可又は届出は不要です。

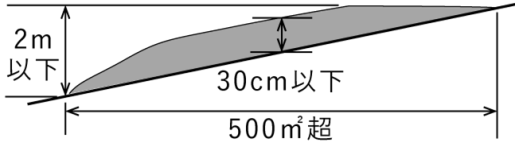
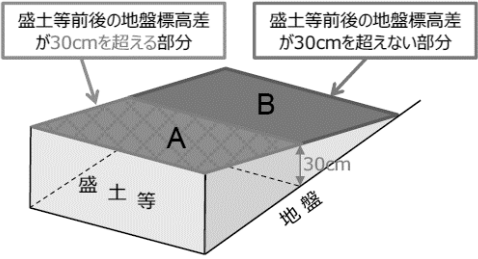
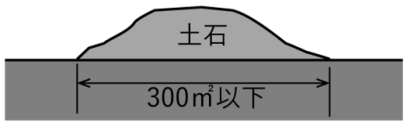
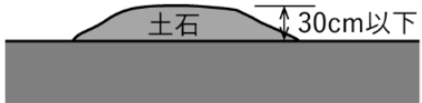
<p>土地の形質変更</p>	<p>盛土又は切土をする土地の面積が500㎡超となる土地の形質変更（政令第三条第五号）であっても、高さが2m以下で、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高差が30cmを超えない盛土又は切土をするもの</p>  <p>※標高差が30cmを超える部分が500㎡を超える場合には許可又は届出が必要です。なお、下図のように標高差が30cmを超える盛土等の合計面積（Aの面積）が500㎡を超える場合であって30cm以下の盛土等の部分との一体性が認められる場合は、30cm以下の盛土等の面積（Bの面積）も含めたA+Bの面積が盛土又は切土をする土地の面積（許可申請書に記載する面積）となります。</p> 
<p>土石の堆積</p>	<p>2mを超える土石の堆積（政令第四号第一号）であっても、土石の堆積を行う土地の面積が300㎡を超えないもの</p>  <p>500㎡を超える土石の堆積（政令第四号第二号）であっても、土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が30cmを超えないもの</p> 

図 1.9 許可・届出不要の工事

(5) 工事の施行に付随して行われる土石の堆積

工事の施行に付随して行われる土石の堆積であって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するものは、許可又は届出は不要です。

- 「工事の施行に付随して行われる土石の堆積」とは、主となる本体工事があつた上で、当該工事に使用する土石や当該工事から発生した土石を当該工事現場やその付近に一時的に堆積する場合の土石の堆積で、本体工事に係る主任技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）等が本体工事の管理と併せて一体的に管理するものを指します。
- 「工事に使用する土石」とは、工事で行う盛土や埋立等の恒久物に用いる土石を指しますが、これに加え、工事用道路等の仮設構造物を構築するために用いるものを含みます。
- 「工事の現場」とは、工事が行われている土地を指します。なお、請負契約を伴う工事にあつては、請負契約図書、工事施工計画書その他の書類に工事の現場として位置付けられた土地（本体の工事が行われている土地から離れた土地を含む。）については、工事の現場として取り扱います。
- 「工事の現場の付近」とは、本体工事に係る主任技術者等が本体の工事現場と一体的な安全管理が可能な範囲として、容易に状況を把握し到達できる工事現場の隣地や隣地に類する土地（ただし、請負契約を伴う工事にあつては、請負契約図書、工事施工計画書その他の書類に工事の現場として位置付けられた土地に限る）が該当します。
- 工事の施行に付随して行われる土石の堆積については、本体工事の期間中については許可不要とした上で、土石の搬出先となる残土処理場や流用先の工事との関係等によりやむを得ず本体工事期間後も土石の堆積を継続するものについては、引き続き許可不要とします。
- 工事の現場の付近における土石の堆積や、やむを得ず本体工事期間後も継続する土石の堆積については、許可不要となる条件に合致することを客観的に確認できる必要があることから、本体工事現場の管理者等に、管理体制等を記した誓約書の提出や同様の内容を記した看板の掲示等の対応を求めます。

4.2 その他の許可又は届出不要の工事等

(1) 公共施設用地における工事

公共施設用地における工事は、本法の規制対象外であるため、許可又は届出は不要です。

ただし、公共施設に係る工事で発生した残土や公共施設に係る工事で使用する土砂等により公共施設用地外で盛土等を行う工事は、本法の規制対象となります。

表 1.4 公共施設用地

道路、公園、河川、砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設
雨水貯留浸透施設、農業用ため池及び防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律第二条第二項に規定する防衛施設、国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設の用に供される土地

(2) 土地利用のために土地の形質を維持する行為

土地利用のために土地の形質を維持する行為については、土地の形質変更ではなく、災害の危険性を増大させないことから本法の規制対象外と理解されるため、許可又は届出は不要です。

これらに該当する行為として、自然災害により被災した農地や採草放牧地を盛土等により原状回復する行為（省令第8条第8号に規定する非常災害のために必要な応急措置として行う工事を除く。）や農地や採草放牧地における通常の営農行為の範疇にある耕起等や、グラウンド等の施設を維持するための土砂の敷均し等が挙げられます。ただし、営農行為については、規制対象となりうる可能性があるため、留意してください。

表 1.5 営農行為の規制対象の考え方

盛土等が農地や採草放牧地における生産活動及び ほ場の管理を目的に行われ、かつ下記の行為に該当するもの
① 表土の補充を除く耕起、代かき、整地、畝立
② けい畔の新設、補修及び除去
③ 土壌改良剤（基肥、たい肥等）の投入
④ 表土の入れ替え
⑤ 農業用暗渠排水の新設・改修
⑥ 樹園地における樹木の改植、法面や耕作道の維持管理
⑦ 一定の基準を満たす表土の補充、ほ場の大区画化・均平・勾配修正、田畑転換及び盛土・切土を伴う荒廃農地の整備

(3) 規制対象とならない土石の堆積

土石の堆積のうち、以下の行為は、本法の規制対象外であり、許可又は届出は不要です。

- ・ 試験、検査等のための試料の堆積
- ・ 屋根及び壁で囲まれた空間その他の閉鎖された場所における土石の堆積
- ・ 岩石のみを堆積する土石の堆積であって勾配が30° 以下のもの
- ・ 主として土石に該当しない商品又は製品を製造する工場等の敷地内において堆積された、商品又は製品の原材料となる土石の堆積

なお、主たる商品又は製品が土石に該当する土質改良プラント等の工場等については、敷地内において商品又は製品の原材料となる土石を堆積する場合や、商品又は製品である土石を堆積する場合のいずれについても、本法の規制対象となるものと解されます。

5. 許可の特例（みなし許可）

5.1 国又は都道府県等が行う工事

（許可の特例）

法第十五条 国又は都道府県、指定都市若しくは中核市が宅地造成等工事規制区域内において行う宅地造成等に関する工事については、これらの者と都道府県知事との協議が成立することをもって第十二条第一項の許可があつたものとみなす。

（許可の特例）

法第三十四条 国又は都道府県、指定都市若しくは中核市が特定盛土等規制区域内において行う特定盛土等又は土石の堆積に関する工事については、これらの者と都道府県知事との協議が成立することをもって第三十条第一項の許可があつたものとみなす。

（宅地造成等に関する工事の協議）

細則第8条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第15条第1項の規定による協議をしようとする者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議書（様式第4号）に省令第7条第1項第1号から第6号まで及び第10号に掲げる書類並びに第6条第1項各号（第1号を除く。）に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第15条第1項の規定による協議をしようとする者は、土石の堆積に関する工事の協議書（様式第5号）に省令第7条第2項第1号から第4号まで及び第8号に掲げる書類並びに第6条第1項第2号、第4号及び第6号に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

3 第3条第1項の規定にかかわらず、前2項の協議書の提出部数は、正本1部及び副本1部とする。

4 知事は、第1項又は第2項の協議書の提出があつたときは、その内容を調査し、適当と認めるときは、協議同意通知書（様式第6号）により当該協議をした者に通知するものとする。

（宅地造成等に関する工事の変更協議）

細則第11条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第16条第3項において準用する法第15条第1項の規定による協議をしようとする者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議書（様式第8号）に第8条第1項に規定する書類のうち当該工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるもの及び当該変更に係る事項の新旧を対照した書類を添付して知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第16条第3項において準用する法第15条第1項の規定による協議をしようとする者は、土石の堆積に関する工事の変更協議書（様式第9号）に第8条第2項に規定する書類のうち当該工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるもの及び当該変更に係る事項の新旧を対照した書類を添付して知事に提出しなければならない。

3 第8条第3項及び第4項の規定は、前2項の変更協議書について準用する。

（準用規定）

細則第18条 第6条から第15条までの規定は、特定盛土等規制区域内における特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について準用する。（略）

<解説>

国又は都道府県、政令指定都市若しくは中核市が行う工事については、許可権者との協議が成立することをもって許可があつたものとみなされるため、許可又は届出は不要です。

これ以外の自治体が行う工事は、協議ではなく許可を受ける必要があります。

5.2 都市計画法の開発許可を受けた工事

（許可の特例）

法第十五条 1略

- 2 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成又は特定盛土等について当該宅地造成等工事規制区域の指定後に都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項又は第二項の許可を受けたときは、当該宅地造成又は特定盛土等に関する工事については、第十二条第一項の許可を受けたものとみなす。

（変更の許可等）

法第十六条 1～4略

- 5 前条第二項の規定により第十二条第一項の許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第三十五条の二第一項の許可又は同条第三項の規定による届出は、当該工事に係る第一項の許可又は第二項の規定による届出とみなす。

（許可の特例）

法第三十四条 1略

- 2 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等について当該特定盛土等規制区域の指定後に都市計画法第二十九条第一項又は第二項の許可を受けたときは、当該特定盛土等に関する工事については、第三十条第一項の許可を受けたものとみなす。

（変更の許可等）

法第三十五条 1～4略

- 5 前条第二項の規定により第三十条第一項の許可を受けたものとみなされた特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第三十五条の二第一項の許可又は同条第三項の規定による届出は、当該工事に係る第一項の許可又は第二項の規定による届出とみなす。

<解説>

都市計画法に基づく開発許可を受けた工事については、本法による許可を受けたものとみなされます。同様に、都市計画法に基づく変更の許可、軽微な変更の届出についても、本法によるものとみなされます。

ただし、都市計画法に基づく開発許可を受けた場合であっても、次の規定は本法が適用されることに留意が必要です。

[みなし許可となった場合にも適用される盛土規制法の規定]

- ・ 技術的基準への適合（法第13条・第31条、都市計画法第33条第1項第7号の規定による）
- ・ 中間検査（法第18条・第37条）
- ・ 定期の報告（法第19条・第38条）
- ・ 監督処分（法第20条・第39条）
- ・ 標識の掲示（法第49条）

第2編 許可を要する工事の手続き詳細

第1章 許可申請の手続き

1. 許可権者（県）と市町村の役割分担

1.1 許可権者

県内において、本法に基づく工事の許可権者は、次のとおりです。

- ・ 茨城県知事（水戸市以外の市町村における工事等）
実務は、各県民センター建築指導課又は県央建築指導室（以下、「県民センター建築指導課等」という）が行います。
- ・ 水戸市長（水戸市内における工事等）

なお、都市計画法第29条第1項又は第2項の許可（開発許可）を受けた工事において、当該宅地造成又は特定盛土等に関する工事（盛土規制法の許可の対象となる工事）が含まれる場合は、盛土規制法の許可を受けたものとみなされます（みなし許可）。よって、開発許可の権限移譲済み市町村（表 2.4）における当該工事については、市町村が開発許可等の事務を行い、その開発許可の中で盛土規制法の許可の対象となる工事についても審査等を行います。また、本法における定期報告の受理、中間検査についても、権限移譲済み市町村が開発許可の手続きの中で許可権者として担当します。

1.2 市町村との役割分担

本法の運用にあたっては、県と市町村が連携して行います。

本法に関する事前相談、許可申請の審査、検査対応等は県が担当します。情報共有のため、許可申請等の受付事務は市町村が担います。

表 2.1 市町村と県の役割分担

主体	役割
市町村 (水戸市除く)	許可申請・工事着手届・中間検査申請・完了検査（確認）申請・工事届出の受付事務 ※市町村は、許可申請書等を受付し、チェックリストに必要な事項が入力されているか確認した後、県へ転送します。 ※開発許可で許可された工事については、定期報告の受理、中間検査対応も権限移譲済み市町村が担当します。
県	事前相談対応、許可申請の受理及び審査、定期報告書の受理、中間検査申請の受理及び検査、完了検査（確認）の受理及び検査等、工事届出の受理

1.3 許可申請等におけるのチェックリストの作成

許可申請者等は、図 2.1 に示す盛土規制法経由チェックリスト様式（以下、「チェックリスト」という）を作成し申請書等に添付のうえ、市町村受付窓口（表 2.4）に提出してください。

許可申請等の際には、農地法等他法令の確認や土砂災害に関する法指定区域等の確認が必要であり、その確認結果をチェックリストに入力することとなりますが、この確認作業は申請者が行うものですので、留意してください。

なお、他法令の主な確認先を表 2.2 に掲載しましたので、確認時の参考にしてください。その際、確認する情報によっては県のホームページに掲載されているものがありますので、当該情報については申請者自ら県のホームページでの情報確認をお願いします。

<運用上の留意点>

- ・土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等、他法令の基準において盛土等行為による土地の改変に制限が課せられることがありますので、申請地が当該区域内か否か申請時において詳細に確認してください。そのうえで、申請地が当該区域内であることが判明した場合には当該区域に係る法令に準じた手続きが必要となります。
- ・河川区域に隣接・近接して施工する際は、申請地が当該河川区域内か否かを河川管理者（土木事務所等）に確認してください。なお、河川は公共施設用地として盛土規制法の規制の対象外となりますが、河川区域内で盛土等行為を行う際は、別途河川管理者による河川法上の許可等手続きが必要となります。

表 2.2 関係法令等の確認先

確認事項	主な確認先
農地法	市町村農業委員会
森林法	県林政課、各農林事務所林業振興課等、市町村林政所管課
残土条例	県廃棄物規制課、市町村残土条例所管課
砂防指定地	各土木事務所河川整備課
急傾斜地崩壊危険区域	各土木事務所河川整備課
地すべり防止区域	各土木事務所河川整備課
土砂災害警戒区域等	各土木事務所河川整備課
浸水想定区域	県河川課計画・企画調整係 ※いばらきデジタルマップに情報あり
浸水被害防止区域	※現時点で茨城県内での指定区域なし
貯留機能保全区域	※現時点で茨城県内での指定区域なし
津波災害警戒区域等	※現時点で茨城県内での指定区域なし

第2編 許可を要する工事の手続き詳細
 第1章 許可申請の手続き
 1. 許可権者（県）と市町村の役割分担

(様式第1号)

盛土規制法経由チェックリスト（申請者→市町村→県）

市町村
確認欄

		申請年月日	令和 年 月 日		
工事主氏名					<input type="checkbox"/>
設計者氏名					<input type="checkbox"/>
設計者連絡先	電話		メール		<input type="checkbox"/>
申請地番					<input type="checkbox"/>
申請地の緯度経度	緯度		経度		<input type="checkbox"/>
申請内容の確認					
種別	内 容				
(1) 申請の種別	<input type="checkbox"/> 許可 <input type="checkbox"/> 変更許可 <input type="checkbox"/> 届出				<input type="checkbox"/>
(2) 事前相談	<input type="checkbox"/> 済(年 月 日 号) <input type="checkbox"/> 未				<input type="checkbox"/>
(3) 手数料	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要	金額(円)		納付方法 <input type="checkbox"/> 証紙 <input type="checkbox"/> 電子	<input type="checkbox"/>
(4) 区域の種類	<input type="checkbox"/> 宅地造成等工事規制区域 <input type="checkbox"/> 特定盛土等規制区域				<input type="checkbox"/>
(5) みなし許可該当	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				<input type="checkbox"/>
(6) 溪流該当	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				<input type="checkbox"/>
(7) 行為の種別	<input type="checkbox"/> 土地の形質変更 <input type="checkbox"/> 土石の堆積				<input type="checkbox"/>
他法令の確認					
種 別	内 容			確認先	
(1) 農地法	<input type="checkbox"/> 許可要 <input type="checkbox"/> 許可不要				<input type="checkbox"/>
(2) 森林法①	<input type="checkbox"/> 林地開発許可要 <input type="checkbox"/> 伐採届要 <input type="checkbox"/> 手続不要				<input type="checkbox"/>
(3) 森林法②	<input type="checkbox"/> 保安林該当有り <input type="checkbox"/> 保安林該当無し				<input type="checkbox"/>
(4) 残土条例	<input type="checkbox"/> 許可要(<input type="checkbox"/> 県 <input type="checkbox"/> 市町村) <input type="checkbox"/> 届出要 <input type="checkbox"/> 手続不要				<input type="checkbox"/>
盛土等防災マニュアル(XI 自然斜面等への配慮)に基づく土砂災害に関する法指定区域等の確認					
種 別	内 容			確認先	
(1) 砂防指定地	<input type="checkbox"/> 区域内 <input type="checkbox"/> 区域外				<input type="checkbox"/>
(2) 急傾斜地崩壊危険区域	<input type="checkbox"/> 区域内 <input type="checkbox"/> 区域外				<input type="checkbox"/>
(3) 地すべり防止区域	<input type="checkbox"/> 区域内 <input type="checkbox"/> 区域外				<input type="checkbox"/>
(4) 土砂災害警戒区域等	<input type="checkbox"/> 区域内(<input type="checkbox"/> 警戒区域 <input type="checkbox"/> 特別警戒区域) <input type="checkbox"/> 特別警戒区域に相当する区域(未指定) <input type="checkbox"/> 区域外				<input type="checkbox"/>
(5) 浸水想定区域	<input type="checkbox"/> 区域内 (浸水深 m) <input type="checkbox"/> 区域外				<input type="checkbox"/>
(6) 浸水被害防止区域	<input checked="" type="checkbox"/> 区域外				<input type="checkbox"/>
(7) 貯留機能保全区域	<input checked="" type="checkbox"/> 区域外				<input type="checkbox"/>
(8) 津波災害警戒区域等	<input checked="" type="checkbox"/> 区域外				<input type="checkbox"/>
※(6)(7)(8)については、現時点で茨城県内での指定区域は無いので確認不要 ※河川に隣接・近接して施工する際は、河川区域か否か河川管理者に確認すること					
盛土等防災マニュアル(XII 治水・排水対策)に基づく雨水等放流先の確認					
放流同意	<input type="checkbox"/> 同意取得済(取得先:) <input type="checkbox"/> 同意不要				<input type="checkbox"/>
その他の事項					
盛土等目的 (土地利用目的)	<input type="checkbox"/> 住宅等の建築 <input type="checkbox"/> 太陽光発電施設設置 <input type="checkbox"/> 営農行為 <input type="checkbox"/> その他()				<input type="checkbox"/>
埋蔵文化財	<input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し			確認先	<input type="checkbox"/>
その他()	<input type="checkbox"/> 手続き済み <input type="checkbox"/> 手続き未了				<input type="checkbox"/>
()	<input type="checkbox"/> 手続き済み <input type="checkbox"/> 手続き未了				<input type="checkbox"/>
※以下は市町村担当者が記入					
市町村名			経由年月日	令和 年 月 日	
担当課			経由番号	号	
担当者			電話		
連絡事項等	・ 検査立会い希望 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ・ その他()				

図 2.1 盛土規制法経由チェックリスト様式

第2編 許可を要する工事の手続き詳細
 第1章 許可申請の手続き
 1. 許可権者（県）と市町村の役割分担

(様式第1号)

盛土規制法経由チェックリスト（申請者→市町村→県）

記入例

市町村
確認欄

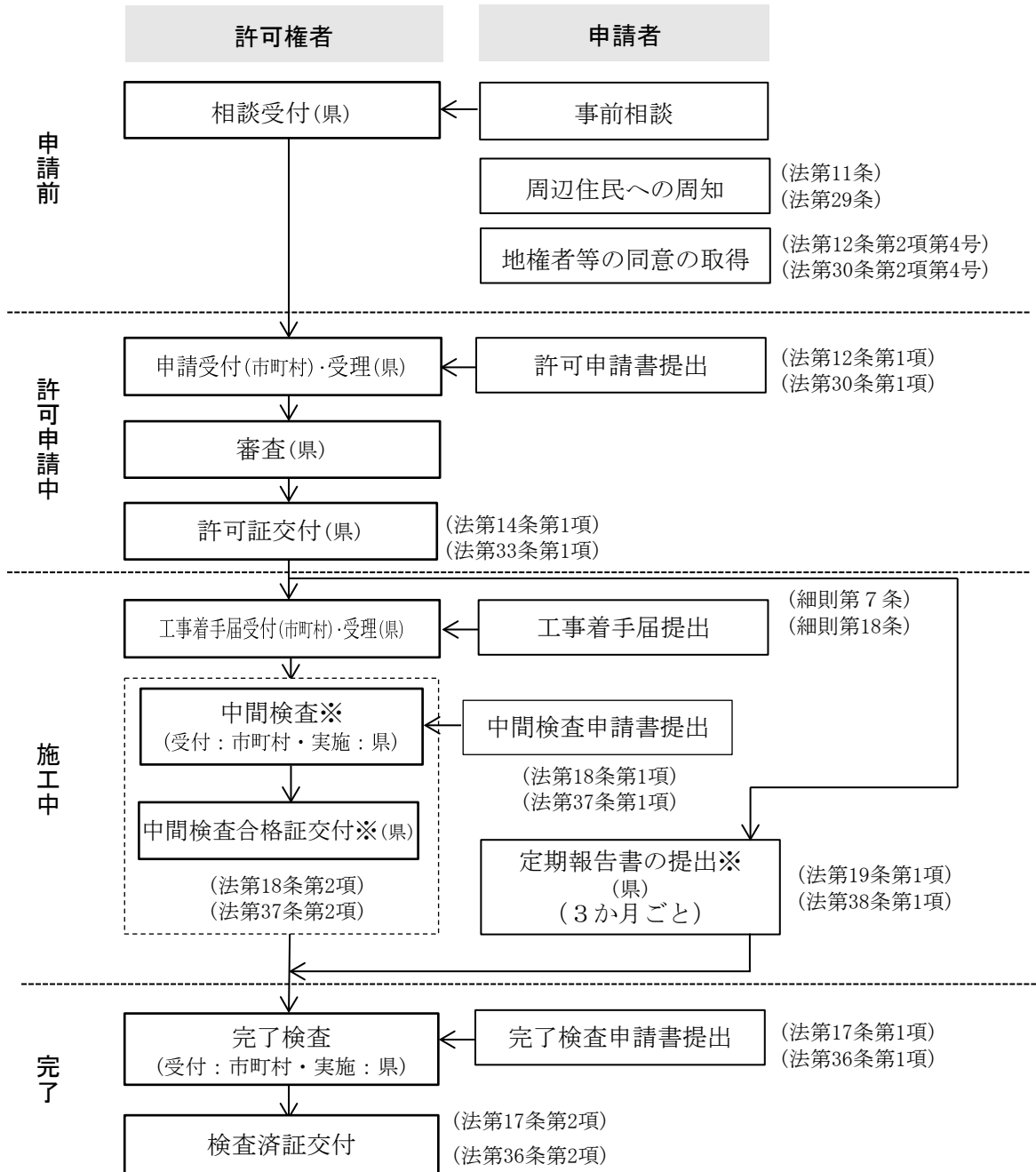
		申請年月日	令和 7 年 4 月 1 日	
工事主氏名	株式会社〇〇開発 〇〇 〇〇			
設計者氏名	株式会社△△設計 〇〇 〇〇			
設計者連絡先	電話	029-000-0000	メール	〇〇@〇〇.co.jp
申請地番	〇〇県〇〇市〇〇丁目〇〇番1、〇〇番2			
申請地の緯度経度	緯度	◎◎度◎◎分◎秒	経度	◎◎度◎◎分◎秒
申請内容の確認				
種別	内 容			
(1) 申請の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 許可 <input type="checkbox"/> 変更許可 <input type="checkbox"/> 届出			
(2) 事前相談	<input checked="" type="checkbox"/> 済(R7年3月15日●セ第1号) <input type="checkbox"/> 未			
(3) 手数料	<input checked="" type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要	金額(円)	100,000	納付方法 <input checked="" type="checkbox"/> 証紙 <input type="checkbox"/> 電子
(4) 区域の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 宅地造成等工事規制区域 <input type="checkbox"/> 特定盛土等規制区域			
(5) みなし許可該当	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無			
(6) 溪流該当	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
(7) 行為の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 土地の形質変更 <input type="checkbox"/> 土石の堆積			
他法令の確認				
種 別	内 容			確認先
(1) 農地法	<input type="checkbox"/> 許可要 <input checked="" type="checkbox"/> 許可不要			〇〇市農業委員会
(2) 森林法①	<input type="checkbox"/> 林地開発許可要 <input checked="" type="checkbox"/> 伐採届要 <input type="checkbox"/> 手続不要			〇〇市林業課
(3) 森林法②	<input type="checkbox"/> 保安林該当有り <input checked="" type="checkbox"/> 保安林該当無し			〇〇農林事務所
(4) 残土条例	<input checked="" type="checkbox"/> 許可要(<input checked="" type="checkbox"/> 県 <input type="checkbox"/> 市町村) <input type="checkbox"/> 届出要 <input type="checkbox"/> 手続不要			県廃棄物規制課
盛土等防災マニュアル(XI 自然斜面等への配慮) に基づく土砂災害に関する法指定区域等の確認				
種 別	内 容			確認先
(1) 砂防指定地	<input type="checkbox"/> 区域内 <input checked="" type="checkbox"/> 区域外			■■土木事務所河川整備課
(2) 急傾斜地崩壊危険区域	<input type="checkbox"/> 区域内 <input checked="" type="checkbox"/> 区域外			■■土木事務所河川整備課
(3) 地すべり防止区域	<input type="checkbox"/> 区域内 <input checked="" type="checkbox"/> 区域外			■■土木事務所河川整備課
(4) 土砂災害警戒区域等	<input type="checkbox"/> 区域内(<input type="checkbox"/> 警戒区域 <input type="checkbox"/> 特別警戒区域) <input type="checkbox"/> 特別警戒区域に相当する区域(未指定) <input checked="" type="checkbox"/> 区域外			■■土木事務所河川整備課
(5) 浸水想定区域	<input type="checkbox"/> 区域内 (浸水深 m) <input checked="" type="checkbox"/> 区域外			いばらきデジタルマップ
(6) 浸水被害防止区域	<input checked="" type="checkbox"/> 区域外			
(7) 貯留機能保全区域	<input checked="" type="checkbox"/> 区域外			
(8) 津波災害警戒区域等	<input checked="" type="checkbox"/> 区域外			
※(6)(7)(8)については、現時点で茨城県内での指定区域は無いので確認不要 ※河川に隣接・近接して施工する際は、河川区域か否か河川管理者に確認すること				
盛土等防災マニュアル(XII 治水・排水対策) に基づく雨水等放流先の確認				
放流同意	<input checked="" type="checkbox"/> 同意取得済(取得先: 〇〇市道路管理課) <input type="checkbox"/> 同意不要			
その他の事項				
盛土等目的 (土地利用目的)	<input type="checkbox"/> 住宅等の建築 <input checked="" type="checkbox"/> 太陽光発電施設設置 <input type="checkbox"/> 営農行為 <input type="checkbox"/> その他()			
埋蔵文化財	<input type="checkbox"/> 有り <input checked="" type="checkbox"/> 無し 確認先 〇〇市教育委員会			
その他()	<input type="checkbox"/> 手続き済み <input type="checkbox"/> 手続き未了			
()	<input type="checkbox"/> 手続き済み <input type="checkbox"/> 手続き未了			
※以下は市町村担当者が記入				
市町村名			経由年月日	令和 年 月 日
担当課			経由番号	号
担当者			電話	
連絡事項等	・ 検査立会い希望 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ・ その他()			

図 2.2 盛土規制法経由チェックリスト様式（記入例）

2. 手続きの流れ

2.1 土地の形質変更に関する工事

土地の形質変更に関する工事の手続の流れを図 2.3 に示します。



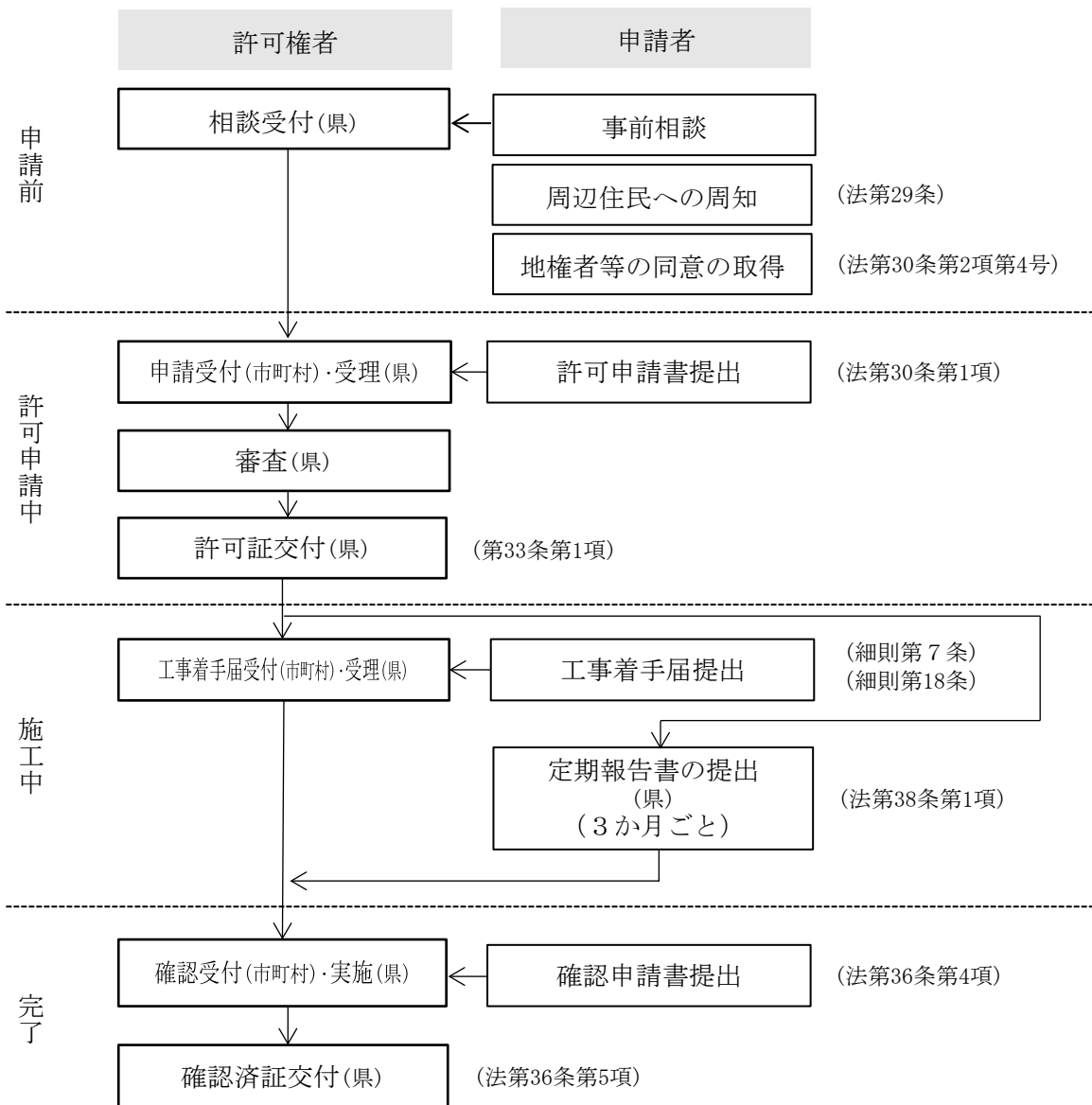
注) 図中の「県」は県民センター建築指導課等、「市町村」は工事を計画・施行する市町村の盛土規制法担当を表します。

注) ※印は、開発許可によるみなし許可で、権限移譲済み市町村の場合、図中の「県」を「市町村」と読み替えてください。許可及び完了検査は開発許可事務の中での対応となります。

図 2.3 土地の形質変更に関する工事の手続の流れ

2.2 土石の堆積に関する工事

土石の堆積に関する工事の手続きの流れを図 2.4 に示します。



注) 図中の「県」は県民センター建築指導課等、「市町村」は工事を計画・施行する市町村の盛土規制法担当を表します。

図 2.4 土石の堆積に関する工事の手続きの流れ

3. 事前相談

宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可を申請する前に、その計画について、事前に許可の要否や許可の見通しがあるのか確認しておく必要があります。

事業計画者は、「第4編 1.2 事前相談書(参考様式)」に定める事前相談書に必要事項を記入し、必要な図書を添付して、当該工事が施行される土地が所在する市町村を所管する県民センター建築指導課等に提出してください。

なお、権限移譲済み市町村において、都市計画法に基づく開発許可の中に、許可対象となる工事が含まれるか否か判断に迷う場合は、所管する県民センター建築指導課等に相談してください。

表 2.3 事前相談等の受付窓口(県)

工事の場所	許可担当部署	住所	電話番号
(県北地域) 日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、常陸大宮市、大子町	県北県民センター 建築指導課	〒313-0013 常陸太田市山下町 4119(常陸太田合同庁舎1階)	0294-80-3344
(県央地域) 笠間市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村	土木部都市局建築指導課 県央建築指導室	〒310-8555 水戸市笠原町978番6 (県庁行政棟1階)	029-301-4787
(鹿行地域) 鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、鉾田市	鹿行県民センター 建築指導課	〒311-1593 鉾田市鉾田1367-3 (鉾田合同庁舎付属 庁舎2階)	0291-33-4113
(県南地域) 土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、取手市、牛久市、つくば市、守谷市、稲敷市、かすみがうら市、つくばみらい市、美浦村、阿見町、河内町、利根町	県南県民センター 建築指導課	〒300-0051 土浦市真鍋5-17-26 (土浦合同庁舎第2 分庁舎2階)	029-822-7079
(県西地域) 古河市、結城市、下妻市、常総市、筑西市、坂東市、桜川市、八千代町、五霞町、境町	県西県民センター 建築指導課	〒308-8510 筑西市二木成615(筑 西合同庁舎2階)	0296-24-9154

※水戸市(中核市)における工事については、水戸市へお問合わせください。

4. 申請窓口及び書類提出先（市町村）

許可申請・工事着手届・中間検査申請・完了検査申請等の受付事務は、市町村が担います。各種許可申請、届出等の提出先は表 2.4 のとおりです。

表 2.4 申請窓口及び書類提出先（市町村）

市町村名	みなし許可	経由事務	電話番号	住所
日立市	建築指導課	建築指導課	0294-22-3111	日立市助川町 1-1-1
土浦市	建築指導課	環境保全課	029-826-1111	土浦市大和町 9-1
古河市	建築指導課	環境課	0280-76-1511	古河市仁連 2065 番地（三和庁舎）
石岡市	建築住宅指導課	建築住宅指導課	0299-23-1111	石岡市石岡一丁目 1 番地 1
結城市	都市計画課	都市計画課 /生活環境課	0296-32-1111	結城市中央町二丁目 3 番地
龍ヶ崎市	都市計画課	都市計画課	0297-64-1111	龍ヶ崎市 3710 番地
下妻市		建設課	0296-43-2111	下妻市本城町三丁目 13 番地
常総市	都市整備課	生活環境課	0297-23-2111	常総市水海道諏訪町 3222-3 （水海道庁舎）
常陸太田市	建築住宅課	建築住宅課	0294-72-3111	常陸太田市金井町 3690
高萩市		都市建設課	0293-23-1111	高萩市本町 1-100-1
北茨城市		都市計画課	0293-43-1111	北茨城市磯原町磯原 1630
笠間市	都市計画課	都市計画課	0296-77-1101	笠間市中央三丁目 2 番 1 号
取手市	—	環境対策課	0297-74-2141	取手市寺田 5139（取手庁舎）
	建築指導課	—	0297-74-2141	取手市西二丁目 35 番 3 号（分庁舎）
牛久市	建築住宅課	廃棄物対策課	029-873-2111	牛久市中央 3 丁目 15 番地 1
つくば市	開発指導課	環境衛生課	029-883-1111	つくば市研究学園 1 丁目 1-1
ひたちなか市	建築指導課	環境政策課	029-273-0111	ひたちなか市東石川二丁目 10 番 1 号
鹿嶋市	都市計画課	都市計画課	0299-82-2911	鹿嶋市大字平井 1187 番地 1
潮来市	都市建設課	環境課	0299-63-1111	潮来市辻 626
守谷市	都市計画課	生活環境課	0297-45-1111	守谷市大柏 950 番地の 1
常陸大宮市		都市計画課	0295-52-1111	常陸大宮市中富町 3135-6
那珂市	都市計画課	都市計画課	029-298-1111	那珂市福田 1819 番地 5
筑西市	宅地開発課	環境課	0296-24-2111	筑西市丙 360
坂東市	都市整備課	都市整備課	0297-35-2121	坂東市岩井 4365 番地
稲敷市		廃棄物対策室	029-892-2000	稲敷市犬塚 1570 番地 1
かすみがうら市	—	環境保全課	0299-59-2111	かすみがうら市上土田 461（千代田庁舎）
	都市整備課	—	029-897-1111	かすみがうら市大和田 562（霞ヶ浦庁舎）
桜川市	都市整備課	都市整備課	0296-58-5111	桜川市羽田 1023 番地（大和庁舎）

第2編 許可を要する工事の手続き詳細

第1章 許可申請の手続き

4. 申請窓口及び書類提出先（市町村）

市町村名	みなし許可	経由事務	電話番号	住所
神栖市	開発審査課	開発審査課	0299-90-1111	神栖市溝口 4991 番地 5
行方市	都市建設課	都市建設課	0299-55-0111	行方市玉造甲 404
銚田市	都市計画課	都市計画課	0291-33-2111	銚田市銚田 1444 番地 1
つくばみらい市	住まい 開発政策課	生活環境課	0297-58-2111	つくばみらい市加藤 237 番地 (谷和原庁舎)
小美玉市	都市整備課	都市整備課	0299-48-1111	小美玉市堅倉 835 (分庁舎)
茨城町		都市整備課	029-292-1111	茨城町大字小堤 1080 番地
大洗町		都市建設課	029-267-5111	大洗町磯浜町 6881-275
城里町		都市建設課	029-288-3111	城里町石塚 1428-25
東海村	都市政策課	環境政策課	029-282-1711	東海村東海三丁目 7 番 1 号
大子町		建設課	0295-72-1111	大子町大字北田気 662 番地
美浦村		都市建設課 /生活安全課	029-885-0340	美浦村大字受領 1515 番地
阿見町		都市計画課	029-888-1111	阿見町中央一丁目 1 番 1 号 (阿見町役場)
		廃棄物対策課	029-889-0091	阿見町追原 2731-2 (霞クリーンセンター)
河内町		都市整備課 /生活環境課	0297-84-2111	河内町源清田 1183
八千代町		都市建設課	0296-48-1111	八千代町大字菅谷 1170 番地
五霞町		都市建設課 /生活安全課	0280-84-1111	五霞町大字小福田 1162 番地 1
境町	都市計画課	防災安全課	0280-81-1300	境町 391 番地 1
利根町		まち未来 創造課	0297-68-2211	利根町布川 841-1

※水戸市は中核市のため、許可等申請の受付から審査等全ての業務を水戸市が担います。

5. 許可申請等に必要書類

5.1 申請書等の提出部数

(申請書等の提出部数)	
細則第3条 法、省令及びこの規則の規定により知事に提出する申請書及び届出書(以下「申請書等」という。)の提出部数は、正本1部及び副本2部とする。	
2 前項の規定にかかわらず、申請書等に係る工事が行われる土地の区域を管轄する市町村が2以上にわたる場合において提出すべき副本の部数は、当該市町村の数に1を加えた数とする。	

<解説>

許可申請又は届出は、所定の様式に必要書類等を添付したものを提出することにより行います。提出先に応じて、表 2.5 に示す部数を提出してください。

表 2.5 申請書等の提出部数

提出先	部数	
	正本	副本
申請書等に係る工事が行われる土地の区域を管轄する市町村が1の場合	1	2
申請書等に係る工事が行われる土地の区域を管轄する市町村が2以上にわたる場合 (当該区域を管轄する県民センター建築指導課等が2以上にわたる場合)	1	当該市町村及び県民センター建築指導課等の数(※)とする

※必要となる副本の部数例

- ・同一センター管内のA市とB市にまたがる申請・・・センター分+A市+B市=3部
- ・管轄が異なるセンターでのC市とD市にまたがる申請・・・2つのセンター分+C市+D市=4部

5.2 許可申請に必要な書類等

(宅地造成等に関する工事の許可の申請)

省令第七条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十二条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第二の申請書の正本及び副本に、次に掲げる書類を添付して、都道府県知事（指定都市又は中核市の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市の長。以下同じ。）に提出しなければならない。

(略)

- 2 土石の堆積に関する工事について、法第十二条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第四の申請書の正本及び副本に、次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。(略)

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可の申請)

省令第六十三条 特定盛土等に関する工事について、法第三十条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第二の申請書の正本及び副本に、次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 第七条第一項第一号から第十一号までに掲げる書類
 - 二 前号に掲げる書類のほか、都道府県が特定盛土等に関する工事の安全性を確かめるために特に必要があると認めて規則で定める書類
- 2 土石の堆積に関する工事について、法第三十条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第四の申請書の正本及び副本に、次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。
- 一 第七条第二項第一号から第九号までに掲げる書類
 - 二 前号に掲げる書類のほか、都道府県が土石の堆積に関する工事の安全性を確かめるために特に必要があると認めて規則で定める書類

(宅地造成等に関する工事の許可申請書の添付書類)

細則第六条 省令第七条第1項第12号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 工事主に当該工事を行うために必要な資力及び信用があることを証する書類
 - (2) 工事施行者に当該工事を完成するために必要な能力があることを証する書類
 - (3) 排水施設の設計に係る書類
 - (4) 土地の求積図
 - (5) 擁壁の展開図
 - (6) その他知事が必要と認める書類
- 2 省令第七条第2項第10号の規則で定める書類は、前項第1号、第2号、第4号及び第6号に掲げる書類とする。
- 3 法第十二条第1項の許可を受けようとする工事主は、当該許可に係る宅地造成等に関する工事の施行区域を工区に分けたときは、省令第七条の規定により添付しなければならない図面に当該工区の位置、区域及び規模を明示しなければならない。

(準用規定)

細則第十八条 第6条から第15条までの規定は、特定盛土等規制区域内における特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について準用する。(略)

<解説>

土地の形質変更又は土石の堆積に関する工事の許可申請にあたっては、法令及び県が定める書類等として、表 2.6 から表 2.8 に示す書類等を提出してください。なお、官公庁等が発行する書類、土地所有者等の同意書及び実務経験証明書については、取得から3か月以内のものを提出してください。

表 2.6 許可申請に必要な書類①

No	図書の名称	内容	提出区分		備考
			形質 土地の 変更	土石の 堆積	
1	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書	<input type="checkbox"/> 申請者、工事の概要等を記載 (省令様式第二)	○	—	(省令第7条第1項、第63条第1項)
	土石の堆積に関する工事の許可申請書	<input type="checkbox"/> 申請者、工事の概要等を記載 (省令様式第四)	—	○	(省令第7条第2項、第63条第2項)
2	構造計算書	<input type="checkbox"/> 擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書	○	—	・鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造の擁壁を設置する場合 (省令第7条第1項第2号、第63条第1項第1号) ・崖面崩壊防止施設の場合(政令第14条、省令第31条)
		<input type="checkbox"/> 措置の概要、構造計画、応力算定及び断面計算等	—	○	・土石の堆積を行う面(鋼板等を使用したものであって、勾配が10分の1以下であるものに限る)を有する堅固な構造物、又は、堆積した土石の滑動を防ぐため又は滑動する堆積した土石を支えるための構造物を設置する場合(省令第7条第2項第2号、第32条、第63条第2項第1号)
			—	○	・堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板等の設置措置を講ずる場合(省令第7条第2項第3号、第34条第1項第1号、第63条第2項第1号)
3	地盤、崖面及び溪流等における盛土の安定計算書	<input type="checkbox"/> 土質試験等に基づく地盤の安定計算書 <input type="checkbox"/> 土質試験等に基づく盛土全体の安定計算書	○	—	・災害の生じるおそれが特に大きい土地において、高さ15mを超える盛土をする場合(省令第7条第1項第3号、第63条第1項第1号) ・崖面を擁壁で覆わない場合(省令第7条第1項第4号、第63条第1項第1号)
4	設計者の資格証明書	<input type="checkbox"/> 卒業証明書 <input type="checkbox"/> 大学院に1年以上在学したことの証明書 <input type="checkbox"/> 宅地造成技術講習会修了証書 <input type="checkbox"/> 実務経験証明書 <input type="checkbox"/> 資格証明書(技術士又は一級建築士)	○	—	・高さが5mを超える擁壁の設置 ・盛土又は切土をする土地の面積が1,500㎡を超える土地における排水施設の設置(省令第7条第1項第5号、第63条第1項第1号)
5	現況写真	<input type="checkbox"/> 盛土・切土又は土石の堆積をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真	○	○	(省令第7条第1項第6号、第7条第2項第4号、第63条第1項第1号、第63条第2項第1号)
6	申請者確認書類	個人の場合 <input type="checkbox"/> 氏名及び住所を証する書類	○	○	・氏名及び住所を証する書類は、住民票の写し、個人番号カードの写し又はこれらに類するもの(省令第7条第1項第7号、第7条第2項第5号、第63条第1項第1号、第63条第2項第1号)
		法人の場合 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 役員の氏名及び住所を証する書類	○	○	・氏名及び住所を証する書類は、住民票の写し、個人番号カードの写し又はこれらに類するもの(省令第7条第1項第8号、第7条第2項第6号、第63条第1項第1号、第63条第2項第1号)

第2編 許可を要する工事の手続き詳細
 第1章 許可申請の手続き
 5. 許可申請等に必要書類

表 2.7 許可申請に必要な書類②

No	図書の名称	内容	提出区分		備考	
			形質 土地の 変更	土石の 堆積		
7	申請者の資力・ 信用確認書類	個人 の場合	<input type="checkbox"/> 資金計画書(省令様式第三) <input type="checkbox"/> 預金残高証明書 <input type="checkbox"/> 資金借入又は融資証明書 <input type="checkbox"/> 宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第3条第1項の規定による免許を受けていることを証する書類 <input type="checkbox"/> 最近3年間の所得税の納税証明書 <input type="checkbox"/> 誓約書	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 宅地建物取引業法の規定による免許を受けていることを証する書類は、工事主が工事によって造成した土地を他へ譲渡することを業とする者である場合 住民票又は個人番号カードの写し及び株主の有する株式の数又は出資の金額が確認できる書類は、発行済株式総数の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(省令第7条第1項第9・12号、第63条第1項第2号、省令第7条第2項第7・10号、第63条第2項第2号、細則第6条)
		法人 の場合	<input type="checkbox"/> 資金計画書(省令様式第三) <input type="checkbox"/> 預金残高証明書 <input type="checkbox"/> 資金借入又は融資証明書 <input type="checkbox"/> 宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第3条第1項の規定による免許を受けていることを証する書類 <input type="checkbox"/> 最近3年間の貸借対照表、損益計算書、株主(社員)資本等変動計算書、個別注記表、法人税の納税証明書及び事業経歴書 <input type="checkbox"/> 住民票又は個人番号カードの写し <input type="checkbox"/> 株主の有する株式の数又は出資の金額が確認できる書類 <input type="checkbox"/> 誓約書	○	○	
8	施行者の能力 を証する書類	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 事業経歴書 <input type="checkbox"/> 工事施行者が建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の許可を受けていることを証する書類	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 工事施行者が建設業法の許可を受けていることを証する書類は、工事の難易度が高い場合(※)(省令第7条第1項第12号、第7条第2項第10号、第63条第1項第2号、法第63条第2項第2号、細則第6条) 	
9	権利者全ての 同意を得たこと を証する書類	<input type="checkbox"/> 公図の写し <input type="checkbox"/> 土地登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 印鑑証明書 <input type="checkbox"/> 権利者一覧表 <input type="checkbox"/> 宅地造成等工事施行同意書	○	○	(省令第7条第1項第10号、省令第7条第2項第8号、第63条第1項第1号、第63条第2項第1号)	
10	周辺住民への 周知を行った ことを証する 書類	<input type="checkbox"/> 周知措置報告書	○	○	(省令第7条第1項第11号、省令第7条第2項第9号、第63条第1項第1号、第63条第2項第1号)	
11	排水施設の設 計に係る書類	<input type="checkbox"/> 排水計算書 <input type="checkbox"/> 排水端末の接続許可を証する書類	○	—	細則第6条	
12	その他知事が 必要と認める 書類	<input type="checkbox"/> その他	○	○	細則第6条	

※盛土、切土又は土石の堆積をする土地の面積が1ha以上、又は擁壁等(排水施設を除く)を設置する工事

表 2.8 許可申請に必要な図面

No	図書の名称	明示すべき事項	縮尺	提出区分		備考
				形質変更 土地の	土石の 堆積	
1	位置図	・方位 ・道路及び目標となる地物	1/10,000 以上	○	○	
2	地形図	・方位 ・土地の境界線	1/2,500 以上	○	○	・等高線は、2mの標高差を示すものとする
3	土地の 平面図	・方位 ・土地の境界線 ・盛土又は切土をする土地の部分 ・崖 ・擁壁 ・崖面崩壊防止施設 ・排水施設 ・地すべり抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	1/2,500 以上	○	—	・断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること ・植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること ・擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設は、申請書と照合できるように番号を付すること
		・方位 ・土地の境界線 ・作業構台等 ・空地の位置 ・柵等の位置 ・排水施設（側溝等） ・土砂の流出防止措置	1/500 以上	—	○	・断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること ・空地、雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊を防止するための措置及び堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置については、申請書と照合できるように番号を付すること
4	土地の 断面図	・盛土又は切土をする前後の地盤面	1/2,500 以上	○	—	・高低差の著しい箇所について作成すること
		・土石の堆積を行う土地の地盤面	1/500 以上	—	○	・申請書の土石の堆積の最大堆積高さ及び土石の堆積を行う土地の最大勾配が照合できるように作成すること
5	排水施設 の平面図	・排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配 ・水の流れの方向 ・吐口の位置 ・放流先の名称	1/500 以上	○	—	・汚水、雨水を区別すること ・流量計算書及び流域図を添付すること
6	崖の断面図	・崖の高さ及び勾配 ・土質（土質の種類が二以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ） ・盛土又は切土をする前の地盤面 ・崖面の保護の方法	1/50 以上	○	—	・擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は示すことを要しない
7	擁壁の 断面図	・擁壁の寸法、勾配 ・擁壁の材料の種類及び寸法 ・裏込めコンクリートの寸法 ・透水層の位置及び寸法 ・擁壁を設置する前後の地盤面 ・基礎地盤の土質 ・基礎ぐいの位置、材料及び寸法	1/50 以上	○	—	・コンクリート擁壁の場合は、構造計算書を添付すること。
8	擁壁の 背面図	・擁壁の高さ ・水抜穴の位置、材料及び内径 ・透水層の位置及び寸法	1/50 以上	○	—	
9	崖面崩壊防止施設の断面図	・崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配 ・崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法 ・崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面 ・基礎地盤の土質 ・透水層の位置及び寸法	1/50 以上	○	—	
10	崖面崩壊防止施設の背面図	・崖面崩壊防止施設の寸法 ・水抜穴の位置、材料及び内径 ・透水層の位置及び寸法	1/50 以上	○	—	・水抜穴及び透水層に係る事項については、必要に応じて記載すること
11	擁壁展開図	・基礎の寸法、擁壁の位置及び寸法	指定なし	○	—	
12	求積図	・許可申請に関連のある土地の全面積、盛土又は切土をする土地の面積	指定なし	○	○	

6. 許可申請等に係る手数料

茨城県では、許可申請等に係る手数料を条例により表 2.9 及び表 2.10 のとおり定めています。

許可申請書に必要な分の収入証紙を貼り付け、提出してください。

表 2.9 許可申請手数料（土地の形質変更）

1 土地の形質変更（宅地造成又は特定盛土）		
(1) 工事の許可（法 12 条 1 項、法 30 条 1 項）		
	盛土又は切土をする土地の面積	手数料
	500 m ² 以内のもの	14,000 円
	500 m ² 超 1,000 m ² 以内のもの	25,000 円
	1,000 m ² 超 2,000 m ² 以内のもの	38,000 円
	2,000 m ² 超 3,000 m ² 以内のもの	56,000 円
	3,000 m ² 超 5,000 m ² 以内のもの	65,000 円
	5,000 m ² 超 10,000 m ² 以内のもの	88,000 円
	10,000 m ² 20,000 m ² 以内のもの	141,000 円
	20,000 m ² 超 40,000 m ² 以内のもの	217,000 円
	40,000 m ² 超 70,000 m ² 以内のもの	341,000 円
	70,000 m ² 超 100,000 m ² 以内のもの	482,000 円
	100,000 m ² 超のもの	623,000 円
(2) 工事の変更の許可（法 16 条 1 項、法 35 条 1 項）		
1 件につき、アからウまでの合計額。 ただし、合計額が 623,000 円を超えるときは 623,000 円。		
	項目	手数料
	ア 工事の設計の変更	工事の許可の 1/10
	イ 新たな土地の編入に係る工事の設計の変更	工事の許可と同額
	ウ その他の変更	10,000 円
(3) 中間検査（法 18 条 1 項、法 37 条 1 項）		
	盛土又は切土をする土地の面積	手数料
	3,000 m ² 以内	2,700 円
	3,000 m ² 超 20,000 m ² 以内	5,400 円
	20,000 m ² 超 40,000 m ² 以内	10,800 円
	40,000 m ² 超 70,000 m ² 以内	21,600 円
	70,000 m ² 超 100,000 m ² 以内	37,800 円
	100,000 m ² 超	54,000 円

表 2.10 許可申請手数料（土石の堆積、その他）

2 土石の堆積		
(1) 工事の許可（法 12 条 1 項、法 30 条 1 項）		
	土石の堆積を行う土地の面積	手数料
	500 m ² 以内のもの	10,000 円
	500 m ² 超 1,000 m ² 以内のもの	12,000 円
	1,000 m ² 超 2,000 m ² 以内のもの	16,000 円
	2,000 m ² 超 3,000 m ² 以内のもの	19,000 円
	3,000 m ² 超 5,000 m ² 以内のもの	28,000 円
	5,000 m ² 超 10,000 m ² 以内のもの	31,000 円
	10,000 m ² 20,000 m ² 以内のもの	37,000 円
	20,000 m ² 超 40,000 m ² 以内のもの	52,000 円
	40,000 m ² 超 70,000 m ² 以内のもの	70,000 円
	70,000 m ² 超 100,000 m ² 以内のもの	106,000 円
	100,000 m ² 超のもの	129,000 円
(2) 工事の変更の許可（法 16 条 1 項、法 35 条 1 項）		
1 件につき、アからウまでの合計額。 ただし、合計額が 129,000 円を超えるときは 129,000 円。		
	項目	手数料
	ア 工事の設計の変更	工事の許可の 1/10
	イ 新たな土地の編入に係る工事の設計の変更	工事の許可と同額
	ウ その他の変更	10,000 円
3 その他の手続き		
	項目	手数料
	盛土規制法 12 条 1 項、16 条 1 項、30 条 1 項、35 条 1 項の規定に適合していることを証する書面の交付（省令 88 条）	400 円

7. 許可申請等に係る標準処理期間

標準処理期間とは、申請が行政庁に到達してから行政庁が当該申請に対する処分を行うまでに、通常要する期間のことです。不備の訂正等に要する期間は含みません。

また、標準処理期間の日数は開庁日で計算し、土曜日、日曜日及び祝祭日等は含みません。標準処理期間は、あくまで標準的な処理期間であり、申請内容等によっては、実際の処理日数が標準処理期間を超える場合もあります。

茨城県における標準処理期間は、表 2.11 のとおりです。

表 2.11 標準処理期間

事務		標準処理期間（日）
土地の形質変更	工事の許可	30
	工事の変更の許可	30
	工事の完了検査	20
	工事の中間検査	8
土石の堆積	工事の許可	14
	工事の変更の許可	14
	除却の確認	20
法第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の規定に適合していることを証する書面の交付		5

8. 許可又は不許可の通知

(許可証の交付又は不許可の通知)

法第十四条 都道府県知事は、第十二条第一項の許可の申請があつたときは、遅滞なく、許可又は不許可の処分をしなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の申請をした者に、同項の許可の処分をしたときは許可証を交付し、同項の不許可の処分をしたときは文書をもつてその旨を通知しなければならない。
- 3 宅地造成等に関する工事は、前項の許可証の交付を受けた後でなければ、することができない。
- 4 第二項の許可証の様式は、主務省令で定める。

(許可証の交付又は不許可の通知)

法第三十三条 都道府県知事は、第三十条第一項の許可の申請があつたときは、遅滞なく、許可又は不許可の処分をしなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の申請をした者に、同項の許可の処分をしたときは許可証を交付し、同項の不許可の処分をしたときは文書をもつてその旨を通知しなければならない。
- 3 特定盛土等又は土石の堆積に関する工事は、前項の許可証の交付を受けた後でなければ、することができない。
- 4 第二項の許可証の様式は、主務省令で定める。

(許可証の様式)

省令第三十六条 法第十四条第四項（法第十六条第三項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める様式は、別記様式第六とする。

- 2 都道府県知事は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事について法第十四条第一項の許可の処分をしたときは、同条第二項の許可証に、第七条第一項の申請書の副本を添えて、申請者に交付するものとする。
- 3 都道府県知事は、土石の堆積に関する工事について法第十四条第一項の許可の処分をしたときは、同条第二項の許可証に、第七条第二項の申請書の副本を添えて、申請者に交付するものとする。
- 4 前二項の規定は、法第十六条第三項において準用する法第十四条第一項の規定による変更の許可の処分をしたときについて準用する。この場合において、第二項中「第七条第一項」とあるのは「第三十七条第一項」と、前項中「第七項第二項」とあるのは「第三十七条第二項」と読み替えるものとする。

(許可証の様式)

省令第六十六条 法第三十三条第四項（法第三十五条第三項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める様式は、別記様式第六とする。

- 2 都道府県知事は、特定盛土等に関する工事について法第三十三条第一項の許可の処分をしたときは、同条第二項の許可証に、第六十三条第一項の申請書の副本を添えて、申請者に交付するものとする。
- 3 都道府県知事は、土石の堆積に関する工事について法第三十三条第一項の許可の処分をしたときは、同条第二項の許可証に、第六十三条第二項の申請書の副本を添えて、申請者に交付するものとする。
- 4 前二項の規定は、法第三十五条第三項において準用する法第三十三条第一項の規定による変更の許可の処分をしたときについて準用する。この場合において、第二項中「第六十三条第一項」とあるのは「第六十七条第一項」と、前項中「第六十三条第二項」とあるのは「第六十七条第二項」と読み替えるものとする。

<解説>

盛土規制法に基づく許可が必要な工事については、許可証が交付されるまで工事に着手することはできません。

審査の結果、許可申請の内容が法で定める基準に適合しているときは、許可証を交付します。不許可の場合は、その理由を明示した上で書面による通知を行います。

9. 許可情報の公表

<p>(宅地造成等に関する工事の許可) 法第十二条 1～3略 4 都道府県知事は、第一項の許可をしたときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、宅地造成等に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。</p> <p>(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可) 法第三十条 1～3略 4 都道府県知事は、第一項の許可をしたときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。</p> <p>(宅地造成等に関する工事の許可に係る公表の方法) 省令第九条 法第十二条第四項（法第十六条第三項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。</p> <p>(宅地造成等に関する工事の許可に係る公表事項) 省令第十条 法第十二条第四項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一 宅地造成等に関する工事が施行される土地の位置図 二 工事の許可年月日及び許可番号 三 工事施行者の氏名又は名称 四 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日 五 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ 六 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積 七 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量</p> <p>(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可に係る公表の方法) 省令第六十四条 法第三十条第四項（法第三十五条第三項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による公表は、第九条に規定するところにより行うものとする。</p> <p>(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可に係る公表事項) 省令第六十五条 法第三十条第四項の主務省令で定める事項は、第十条各号に掲げる事項とする。この場合において、同条第一号中「宅地造成等」とあるのは、「特定盛土等又は土石の堆積」と読み替えるものとする。</p>

<解説>

県知事は、地域の住民や関係市町村長が不法・危険盛土等を認識しやすい環境を整備することを目的として、許可を行った工事に関する事項を公表するとともに、関係市町村長への通知を行います。茨城県では、みなし許可の案件も盛土等行為が行われることで災害の恐れがあることから法第12条及法第30条の許可と同様広く住民に知らしめる必要があると考え、公表するものとします。

なお、公表する事項は、表 2.12 のとおりで、県ホームページ等を通じて公表します。

表 2.12 公表事項

土地の形質変更	土石の堆積
①工事が施行される土地の位置図（位置情報）	①工事が施行される土地の位置図（位置情報）
②工事の許可年月日及び許可番号	②工事の許可年月日及び許可番号
③工事施行者の氏名又は名称	③工事施行者の氏名又は名称
④工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日	④工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
⑤盛土又は切土の高さ	⑤土石の堆積の最大堆積高さ
⑥盛土又は切土をする土地の面積	⑥土石の堆積を行う土地の面積
⑦盛土又は切土の土量	⑦土石の堆積の最大堆積土量

10. 宅地造成等に関する証明申請

(法第十二条第一項、第十六条第一項、第三十条第一項又は第三十五条第一項の規定に適合していることを証する書面の交付)

省令第八十八条 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項（同法第八十八条第一項又は第二項において準用する場合を含む。）若しくは第六条の二第一項（同法第八十八条第一項又は第二項において準用する場合を含む。）の規定による確認済証の交付を受けようとする者又は畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和三年法律第三十四号）第三条第一項の認定（同法第四条第一項の変更の認定を含む。）を受けようとする者は、その計画が法第十二条第一項、第十六条第一項、第三十条第一項又は第三十五条第一項の規定に適合していることを証する書面の交付を都道府県知事に求めることができる。

(証明書の交付)

細則第19条 省令第88条の規定による書面の交付を受けようとする者は、宅地造成等に関する証明申請書（様式第13号）を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 位置図
 - (2) 付近見取図
 - (3) 敷地現況図
 - (4) 建築物等の平面図及び配置図
 - (5) 計画の概要を記載した書面
 - (6) その他知事が必要と認める書類

<解説>

建築基準法では、建築確認に際し、盛土規制法等に適合することを確認する旨が規定されています。これを背景として、建築確認を求めるものに対し、各許可権者が証明書を発行する事務が定められています。建築主事に本適合証明書を提示することで、建築確認が円滑に進む可能性があります。

なお、本適合証明書は、法に適合する場合（政令や省令で許可不要と位置付けられている場合等）に交付するものであり、単に政令に定める規模等の要件を満たさず宅地造成等の定義から外れる場合には、交付の対象となりません。

提出が必要な書類は、表 2.13のとおりです。

表 2.13 提出が必要な書類（宅地造成等に関する証明申請）

書類の名称	様式	備考
宅地造成等に関する証明申請書	細則様式第13号	細則第19条
添付書類 (1) 位置図 (2) 付近見取図 (3) 敷地現況図 (4) 建築物等の平面図及び配置図 (5) 計画の概要を記載した書面 (6) その他知事が必要と認める書類	—	細則第19条

第2章 許可基準

1. 周辺住民への周知

(住民への周知)

法第十一条 工事主は、次条第一項の許可の申請をするときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、宅地造成等に関する工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に対し、説明会の開催その他の当該宅地造成等に関する工事の内容を周知させるため必要な措置を講じなければならない。

(住民への周知)

法第二十九条 工事主は、次条第一項の許可の申請をするときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に対し、説明会の開催その他の当該特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の内容を周知させるため必要な措置を講じなければならない。

(住民への周知の方法)

省令第六条 法第十一条の宅地造成等に関する工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に周知させるための必要な措置は、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。ただし、令第七条第二項第二号に規定する土地において同号に規定する盛土をする場合又は都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条及び次条第一項において「指定都市」という。）又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条及び次条第一項において「中核市」という。）の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市。以下同じ。）の条例若しくは規則で定める場合にあつては、第一号に掲げる方法により行うものとする。

- 一 宅地造成等に関する工事の内容についての説明会を開催すること。
- 二 宅地造成等に関する工事の内容を記載した書面を、当該工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に配布すること。
- 三 宅地造成等に関する工事の内容を当該工事の施行に係る土地又はその周辺の適当な場所に掲示するとともに、当該内容をインターネットを利用して住民の閲覧に供すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、都道府県の条例又は規則で定める方法

(住民への周知の方法)

省令第六十二条 法第二十九条の特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に周知させるための必要な措置は、第六条各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。ただし、同項ただし書に規定する場合にあつては、同項第一号に掲げる方法により行うものとする。

(宅地造成又は特定盛土等に伴い災害が生ずるおそれ大きい土地)

省令第十二条 令第七条第二項第二号（令第十八条及び第三十条第一項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める土地は、次に掲げるものとする。

- 一 山間部における、河川の流水が継続して存する土地
- 二 山間部における、地形、草木の生茂の状況その他の状況が前号の土地に類する状況を呈している土地
- 三 前二号の土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水地域にあつて、雨水その他の地表水が集中し、又は地下水が湧出するおそれが大きい土地

<解説>

工事の許可申請にあたっては、工事をする土地の周辺地域の住民に対し、工事の内容を周知させるための措置を講じる必要があります。許可申請時に提出を求める書類により、工事の内容を周知させるための措置を講じたことを確認します。

<運用上の留意点>

周辺住民への周知を行ったことを証する書類として、「第4編2. 周辺住民への周知」を参考に、周知措置報告書を提出してください。

(1) 周知の方法

周知は、次のいずれかの方法により行ってください。なお、災害が生ずるおそれが特に大きい土地（溪流等や現地にて湧水や地下水の影響が懸念される場所）において盛土をする場合は①による周知を必須とします。

- ①説明会の開催
- ②書面の配布
- ③工事を行う土地又はその周辺での掲示+ウェブページへの掲載

[溪流等の範囲]

・溪流等とは、常時流水の有無にかかわらず地表水や地下水が集中しやすく、施工した盛土が万一崩壊した場合に土石流化するおそれがある地形で、その範囲は、溪床勾配10°以上の勾配を呈し、0次谷を含む一連の谷地形であり、その底部の中心線からの距離が25m以内の範囲とします。具体的な箇所は、別途、県ホームページに示す位置図を参考してください。

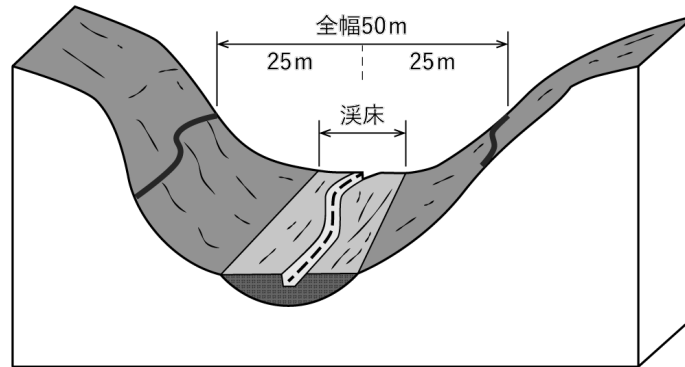


図 2.5 溪流等の範囲

(2) 周知内容

周知は、少なくとも以下の内容について行ってください。

表 2.14 周知する工事の具体的内容

土地の形質変更	土石の堆積
①工事主の氏名又は名称	①工事主の氏名又は名称
②工事が施行される土地の所在地	②工事が施行される土地の所在地
③工事施行者の氏名又は名称	③工事施行者の氏名又は名称
④工事の着手予定日及び完了予定日	④工事の着手予定日及び完了予定日
⑤盛土又は切土の高さ	⑤土石の堆積の最大堆積高さ
⑥盛土又は切土をする土地の面積	⑥土石の堆積を行う土地の面積
⑦盛土又は切土の土量	⑦土石の堆積の最大堆積土量
⑧その他都道府県等が必要と認める事項	⑧その他都道府県等が必要と認める事項

(3) 周知範囲

周知は、図 2.6 に示す区分に応じて、必要な範囲に行ってください。なお、当該範囲内に一部でも住居の敷地が入ったら周知の対象者としてください。

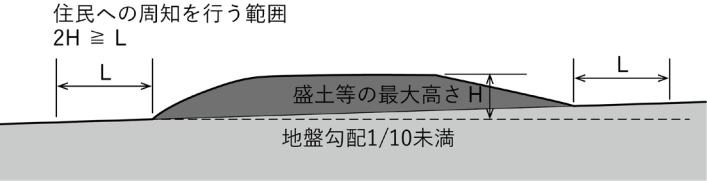
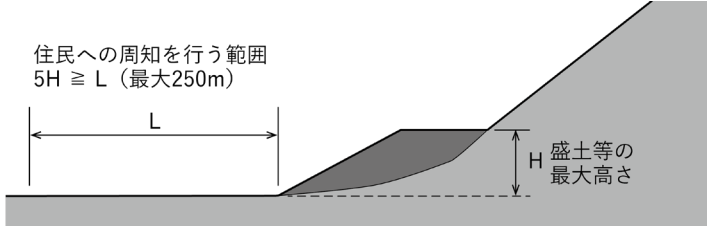
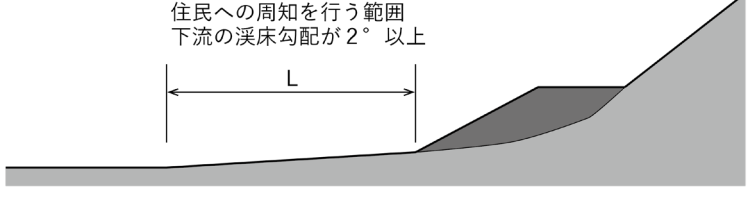
盛土等の区分	住民への周知を行う範囲の例
①平地盛土 ②切土 ③土石の堆積	<ul style="list-style-type: none"> 盛土等の境界（のり尻）から盛土等の最大高さ h に対して水平距離 $2H$ 以内の範囲（※参考図：Lの範囲） 盛土等を行う土地の隣接地 盛土等を行う土地の境界から水平距離50mの範囲 <p>■参考図</p>  <p>住民への周知を行う範囲 $2H \cong L$</p> <p>盛土等の最大高さ H</p> <p>地盤勾配1/10未満</p>
腹付け盛土	<ul style="list-style-type: none"> 盛土のり肩までの高さ h に対して、盛土のり尻から下方の水平距離 $5H$ 以内の範囲（※参考図：Lの範囲） 盛土を行う土地の境界から下流方向に水平距離250mの範囲 <p>■参考図</p>  <p>住民への周知を行う範囲 $5H \cong L$ (最大250m)</p> <p>盛土等の最大高さ H</p>
①省令第6条第1項において住民への周知方法を規定する溪流等における高さ15mを超える盛土 ②溪流等における盛土（①を除く） ③谷埋め盛土（①及び②を除く） ④腹付け盛土のうち、参考図Iの範囲に溪流等の溪床が存在するもの（①及び②を除く）	<ul style="list-style-type: none"> 下流の溪床勾配が 2° 以上の範囲（※参考図：Lの範囲） <p>■参考図</p>  <p>住民への周知を行う範囲 下流の溪床勾配が 2° 以上</p>
<p>平地盛土：勾配1/10以下の平坦地において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの 腹付け盛土：勾配1/10超の傾斜地盤上において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの 谷埋め盛土：谷や沢を埋め立てて行う盛土</p>	

図 2.6 住民への周知を行う範囲の考え方

2. 技術的基準への適合

(宅地造成等に関する工事の許可)

法第十二条 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する前に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

一 当該申請に係る宅地造成等に関する工事の計画が次条の規定に適合するものであること。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可)

法第三十条 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積（大規模な崖崩れ又は土砂の流出を生じさせるおそれ大きいものとして政令で定める規模のものに限る。以下この条から第三十九条まで及び第五十五条第一項第二号において同じ。）に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する前に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

一 当該申請に係る特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画が次条の規定に適合するものであること。

(宅地造成等に関する工事の技術的基準等)

法第十三条 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事（前条第一項ただし書に規定する工事を除く。第二十一条第一項において同じ。）は、政令（その政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。）で定める技術的基準に従い、擁壁、排水施設その他の政令で定める施設（以下「擁壁等」という。）の設置その他宅地造成等に伴う災害を防止するため必要な措置が講ぜられたものでなければならない。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の技術的基準等)

法第三十一条 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事（前条第一項ただし書に規定する工事を除く。第四十条第一項において同じ。）は、政令（その政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。）で定める技術的基準に従い、擁壁等の設置その他特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害を防止するため必要な措置が講ぜられたものでなければならない。

<解説>

工事の計画は、盛土等に伴う災害を防止するための必要な措置がされたものでなければなりません。これらの措置は、政令に規定のある技術的基準に適合する必要があります。

<運用上の留意点>

技術的基準の詳細は、別に定める「宅地造成及び特定盛土等規制法に関する技術的基準」を参照してください。

表 2.15 政令に規定されている技術的基準

政令	技術的基準
第7条	地盤について講ずる措置に関する技術的基準
第8条	擁壁の設置に関する技術的基準
第9条	鉄筋コンクリート造等の擁壁の構造
第10条	練積み造の擁壁の構造
第11条	設置しなければならない擁壁についての建築基準法施行令の準用
第12条	擁壁の水抜穴
第13条	任意に設置する擁壁についての建築基準法施行令の準用
第14条	崖面崩壊防止施設の設置に関する技術的基準
第15条	崖面及びその他の地表面について講ずる措置に関する技術的基準
第16条	排水施設の設置に関する技術的基準
第17条	特殊の材料又は構法による擁壁
第18条	特定盛土等に関する工事の技術的基準（第7条から第17条までの規定の準用）
第19条	土石の堆積に関する工事の技術的基準
第20条	規則への委任（都道府県の規則での技術的基準の強化・付加）

3. 工事主の資力・信用

(宅地造成等に関する工事の許可)

法第十二条 1略

2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

一 略

二 工事主に当該宅地造成等に関する工事を行うために必要な資力及び信用があること。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可)

法第三十条 1略

2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

一 略

二 工事主に当該特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を行うために必要な資力及び信用があること。

<解説>

工事の許可申請にあたっては、工事を行うために必要な資力及び信用が工事主に求められます。許可申請時に提出を求める書類により、工事を行うために必要な資力及び信用があることを確認します。

<運用上の留意点>

工事主の資力及び信用を証する書類として、表 2.16の書類を提出してください。

第2編 許可を要する工事の手続き詳細
 第2章 許可基準
 3. 工事主の資力・信用

表 2.16 工事主の資力及び信用を確認するための書類

	書類名	法令等	備考
個人の場合	<input type="checkbox"/> 住民票の写し若しくは個人番号カード	省令第7条第1項第7号 省令第7条第2項第5号	
	<input type="checkbox"/> 資金計画書	省令第7条第1項第9号 省令第7条第2項第7号	省令別記様式第三
	<input type="checkbox"/> 預金残高証明書	省令第7条第1項第12号 省令第7条第2項第10号 細則第6条	
	<input type="checkbox"/> 資金借入又は融資証明書		
	<input type="checkbox"/> 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号） 第3条第1項の規定による免許を受けて いることを証する書類		工事主が工事によって 造成した土地を他へ譲 渡することを業とする 者である場合
	<input type="checkbox"/> 最近3年間の所得税の納税証明書		
	<input type="checkbox"/> 誓約書 <input type="checkbox"/> その他知事が必要と認める書類		
法人の場合	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書	省令第7条第1項第8号	
	<input type="checkbox"/> 役員の住民票又は個人番号カードの写し	省令第7条第2項第6号	
	<input type="checkbox"/> 資金計画書	省令第7条第1項第9号 省令第7条第2項第7号	省令別記様式第三
	<input type="checkbox"/> 預金残高証明書	省令第7条第1項第12号 省令第7条第2項第10号 細則第6条	
	<input type="checkbox"/> 資金借入又は融資証明書		
	<input type="checkbox"/> 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号） 第3条第1項の規定による免許を受けて いることを証する書類		工事主が工事によって 造成した土地を他へ譲 渡することを業とする 者である場合
	<input type="checkbox"/> 最近3年間の貸借対照表、損益計算書、株 主（社員）資本等変動計算書、個別注記表、 法人税の納税証明書及び事業経歴書		
	<input type="checkbox"/> 住民票又は個人番号カードの写し		発行済株式総数の100分 の5以上の額に相当す る出資をしている者
<input type="checkbox"/> 株主の有する株式の数又は出資の金額が 確認できる書類	発行済株式総数の100分 の5以上の額に相当す る出資をしている者		
<input type="checkbox"/> 誓約書 <input type="checkbox"/> その他知事が必要と認める書類			

4. 工事施行者の能力

<p>(宅地造成等に関する工事の許可)</p> <p>法第十二条 1略</p> <p>2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 工事施行者に当該宅地造成等に関する工事を完成するために必要な能力があること。</p> <p>(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可)</p> <p>法第三十条 1略</p> <p>2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 工事施行者に当該特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を完成するために必要な能力があること。</p>

<解説>

工事の許可申請にあたっては、工事施行者に工事を完成するために必要な能力が求められます。工事施行者に工事を完成するために必要な能力を確認します。

<運用上の留意点>

工事を完成するために必要な能力を証する書類として、表 2.17 の書類を提出してください。

表 2.17 能力を確認するための書類

書類名	備考
<input type="checkbox"/> 登記事項証明書	
<input type="checkbox"/> 事業経歴書	
<input type="checkbox"/> 工事施行者が、工事の内容と合致する建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けていることを証する書類	
<input type="checkbox"/> その他知事が必要と認める書類	

5. 土地所有者の同意

(宅地造成等に関する工事の許可)

法第十二条 1略

2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

一～三 略

四 当該宅地造成等に関する工事（土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二条第一項に規定する土地区画整理事業その他の公共施設の整備又は土地利用の増進を図るための事業として政令で定めるものの施行に伴うものを除く。）をしようとする土地の区域内の土地について所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得ていること。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可)

法第三十条 1略

2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

一～三 略

四 当該特定盛土等又は土石の堆積に関する工事（土地区画整理法第二条第一項に規定する土地区画整理事業その他の公共施設の整備又は土地利用の増進を図るための事業として政令で定めるものの施行に伴うものを除く。）をしようとする土地の区域内の土地について所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得ていること。

<解説>

工事の許可申請にあたっては、あらかじめ、工事をしようとする土地の所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者全ての同意を得る必要があります。

工事をしようとする土地について、必要な権利者全ての同意を取得していることを確認します。

<運用上の留意点>

権利者全ての同意を得たことを証する書類として、「第4編3. 土地所有者の同意」を参考に、権利者一覧表、同意証明書を提出してください。

6. 設計者の資格

(宅地造成等に関する工事の技術的基準等)

法第十三条 1略

- 2 前項の規定により講ずべきものとされる措置のうち政令（同項の政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。）で定めるものの工事は、政令で定める資格を有する者の設計によらなければならない。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の技術的基準等)

法第三十一条 1略

- 2 前項の規定により講ずべきものとされる措置のうち政令（同項の政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。）で定めるものの工事は、政令で定める資格を有する者の設計によらなければならない。

(資格を有する者の設計によらなければならない措置)

政令第二十一条 法第十三条第二項（法第十六条第三項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の政令で定める措置は、次に掲げるものとする。

- 一 高さが五メートルを超える擁壁の設置
- 二 盛土又は切土をする土地の面積が千五百平方メートルを超える土地における排水施設の設置

(資格を有する者の設計によらなければならない措置等)

政令第三十一条 法第三十一条第二項（法第三十五条第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の政令で定める措置は、第二十一条各号に掲げるものとする。

(設計者の資格)

政令第二十二条 法第十三条第二項の政令で定める資格は、次に掲げるものとする。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。）又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して二年以上の実務の経験を有する者であること。
- 二 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。次号において同じ。）において、正規の土木又は建築に関する修業年限三年の課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。同号において同じ。）、土木又は建築の技術に関して三年以上の実務の経験を有する者であること。
- 三 前号に該当する者を除き、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して四年以上の実務の経験を有する者であること。
- 四 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して七年以上の実務の経験を有する者であること。
- 五 主務大臣が前各号に規定する者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者であること。

(設計者の資格)

省令第三十五条 令第二十二条第五号の規定により、主務大臣が同条第一号から第四号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者は、次に掲げる者とする。

- 一 土木又は建築の技術に関して十年以上の実務の経験を有する者で、都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）第十九条第一号トに規定する講習を修了した者
- 二 前号に掲げる者のほか主務大臣が令第二十二条第一号から第四号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者

<p>【建設省告示第1005号】 ○宅地造成等規制法施行令第十八条第一号から第四号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件（昭和37年3月29日）</p> <p>宅地造成等規制法施行令（昭和三十七年政令第十六号）第十八条第五号の規定により、同条第一号から第四号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を次のとおり定める。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。）の大学院若しくは専攻科又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学の大学院若しくは研究科に一年以上在学して土木又は建築に関する事項を専攻した後、土木又は建築の技術に関して一年以上の実務の経験を有する者</p> <p>二 技術士法（昭和三十二年法律第二百四十四号）による本試験のうち技術部門を建設部門とするものに合格した者</p> <p>三 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）による一級建築士の資格を有する者</p> <p>四 土木又は建築の技術に関して十年以上の実務の経験を有する者で国土交通大臣の認定する講習を修了したもの</p> <p>五 前各号に掲げる者のほか、国土交通大臣が宅地造成等規制法施行令第十八条第一号から第四号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者</p>
--

<解説>

専門的知識及び経験を必要とする次の工事の設計のためには、一定の資格が求められます。
 当該工事に係る設計の設計者が、必要な資格を有していることを確認します。

[一定の資格が必要な工事]

- ・ 高さが5 mを超える擁壁の設置
- ・ 盛土又は切土をする土地の面積が1,500㎡を超える土地における排水施設の設置

<運用上の留意点>

必要な資格は、表 2.18のとおりです。

表 2.18 設計者に必要な資格

設計者の資格	法令	設計者の資格を証する書類
大学の土木・建築課程を卒業後、2年以上の実務経験を有する者	政令第22条第1項第1号	卒業証明書、実務経験証明書
短期大学（3年制）の土木・建築課程を卒業後、3年以上の実務経験を有する者	政令第22条第1項第2号	
短期大学、高等専門学校、旧制専門学校の土木・建築課程を卒業後、4年以上の実務経験を有する者	政令第22条第1項第3号	
高等学校、旧制中学校の土木・建築課程を卒業後、7年以上の実務経験を有する者	政令第22条第1項第4号	
土木・建築の技術に関し、10年以上の実務経験を有する者で、国土交通大臣の認定する講習を修了した者	政令第22条第1項第5号、省令第35条第1項第1号	宅地造成技術講習会修了証書、実務経験証明書
大学院等で土木・建築関係を1年以上専攻した後、1年以上の実務経験を有する者	省令第35条第1項第2号、建設省告示第1005号	大学院に1年以上在学したことの証明書、実務経験証明書
技術士（建設部門）		技術士の資格証明書
一級建築士		一級建築士の資格証明書

第3章 許可後における留意事項

1. 許可時に付す条件への対応

(宅地造成等に関する工事の許可)

法第十二条 1・2略

3 都道府県知事は、第一項の許可に、工事の施行に伴う災害を防止するため必要な条件を付することができる。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可)

法第三十条 1・2略

3 都道府県知事は、第一項の許可に、工事の施行に伴う災害を防止するため必要な条件を付することができる。

(地盤について講ずる措置に関する技術的基準)

政令第七条 法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち地盤について講ずる措置に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 盛土をする場合においては、盛土をした後の地盤に雨水その他の地表水又は地下水（以下「地表水等」という。）の浸透による緩み、沈下、崩壊又は滑りが生じないように、次に掲げる措置を講ずること。
- イ おおむね三十センチメートル以下の厚さの層に分けて土を盛り、かつ、その層の土を盛るごとに、これをローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固めること。

<解説>

工事の許可に際し、県は工事の施行に伴う災害を防止するため必要な条件を付す場合があります。工事の施行にあたっては、許可に際して付された条件を遵守する必要があります。

<運用上の留意点>

許可の条件として、必要に応じて、次のような条件を付す場合があります。

(1) 地盤について講ずる措置

政令第7条第1項第1号イに基づき、盛土をする場合においては、盛土をした後の地盤に雨水その他地表水等の浸透による緩み、沈下、崩壊又は滑りが生じないように、おおむね30cm以下の厚さの層に分けて土を盛り、かつ、その層の土を盛るごとに、これをローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固めること。

(2) 崖面崩壊防止施設設置時の留意事項

崖面崩壊防止施設は、住宅建築物を建築する宅地の地盤に用いられる擁壁の代替施設としては利用できないことから、土地の利用方法が地盤の変動を許容できないものへ変更される際に県へ報告すること。

(3) 土石の堆積において鋼矢板等を設置した際の現地確認

土石の堆積を実施する期間中、設置した鋼矢板等が健全な状態に保たれる必要があることから、当該措置を行った段階で県による状況確認を受けるよう求めること。

(4) その他県知事が必要とする条件

その他、工事の施行に伴う災害防止のため、知事が必要として付した条件を遵守すること。

2. 標識の掲示

(標識の掲示)

法第四十九条 第十二条第一項若しくは第三十条第一項の許可を受けた工事主又は第二十七条第一項の規定による届出をした工事主は、当該許可又は届出に係る土地の見やすい場所に、主務省令で定めるところにより、氏名又は名称その他の主務省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(標識の様式及び記載事項)

省令第八十七条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第四十九条の規定により工事主が掲げる標識は、別記様式第二十三によるものとする。

2 土石の堆積に関する工事について、法第四十九条の規定により工事主が掲げる標識は、別記様式第二十四によるものとする。

3 法第四十九条の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 工事主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 工事の許可年月日及び許可番号又は工事の届出年月日
- 三 工事施行者の氏名又は名称
- 四 現場管理者の氏名又は名称
- 五 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
- 六 宅地造成等に関する工事を行う土地の区域の見取図
- 七 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- 八 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- 九 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量
- 十 工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先
- 十一 許可又は届出を担当した都道府県の部局の名称及び連絡先

<解説>

本法に基づく工事の許可を受けた工事主は、当該許可に係る土地の見やすい場所に、表 2.19 に示す事項を記載した標識を掲げる必要があります。

表 2.19 標識に記載する事項

記載事項	①工事主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 ②工事の許可年月日及び許可番号又は工事の届出年月日 ③工事施行者の氏名又は名称 ④現場管理者の氏名又は名称 ⑤工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日 ⑥宅地造成等に関する工事を行う土地の区域の見取図 ⑦盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ ⑧盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積 ⑨盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量 ⑩工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先 ⑪許可又は届出を担当した都道府県の部局の名称及び連絡先
様式	・宅地造成、特定盛土等の場合：省令様式第二十三 ・土石の堆積の場合：省令様式第二十四

3. 工事着手届の提出

(宅地造成等に関する工事の着手届)

細則第7条 法第12条第1項の許可を受けた工事主（法第15条第2項の規定により当該許可を受けたものとみなされたものを除く。）は、当該工事に着手したときは、速やかに宅地造成等に関する工事着手届出書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

(準用規定)

細則第18条 第6条から第15条までの規定は、特定盛土等規制区域内における特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について準用する。(略)

<解説>

本法に基づく工事の許可を受けた工事主又は届出をした工事主は、当該許可又は届出に係る工事に着手したときは、速やかに県知事へ届け出る必要があります。

表 2.20 提出が必要な書類（工事着手届）

書類の名称	様式	提出区分		備考
		土地の形質変更	土石の堆積	
宅地造成等に関する工事着手届出書	細則様式第3号	○	○	細則第7条 細則第18条

4. 工事の変更許可申請

(変更の許可等)

法第十六条 第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成等に関する工事の計画の変更をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 略

3 第十二条第二項から第四項まで、第十三条、第十四条及び前条第一項の規定は、第一項の許可について準用する。

4 第一項又は第二項の場合における次条から第十九条までの規定の適用については、第一項の許可又は第二項の規定による届出に係る変更後の内容を第十二条第一項の許可の内容とみなす。

(変更の許可等)

法第三十五条 第三十条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画の変更をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 略

3 第三十条第二項から第四項まで、第三十一条から第三十三条まで及び前条第一項の規定は、第一項の許可について準用する。

4 第一項又は第二項の場合における次条から第三十八条までの規定の適用については、第一項の許可又は第二項の規定による届出に係る変更後の内容を第三十条第一項の許可の内容とみなす。

(変更の許可の申請)

省令第三十七条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十六条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第七の申請書の正本及び副本に、第七条第一項各号に掲げる書類のうち宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第十六条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第八の申請書の正本及び副本に、第七条第二項各号に掲げる書類のうち土石の堆積に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

(変更の許可の申請)

省令第六十七条 特定盛土等に関する工事について、法第三十五条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第七の申請書の正本及び副本に、第六十三条第一項各号に掲げる書類のうち特定盛土等に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第三十五条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第八の申請書の正本及び副本に、第六十三条第二項各号に掲げる書類のうち土石の堆積に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

(宅地造成等に関する工事計画の変更許可)

細則第9条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第16条第1項の許可を受けようとする工事主は、省令第37条第1項に規定する書類のほか、当該変更に係る事項の新旧を対照した書類を添付して知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第16条第1項の許可を受けようとする工事主は、省令第37条第2項に規定する書類のほか、当該変更に係る事項の新旧を対照した書類を添付して知事に提出しなければならない。

(準用規定)

細則第18条 第6条から第15条までの規定は、特定盛土等規制区域内における特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について準用する。(略)

<解説>

本法に基づく工事の許可を受けた工事主は、当該許可に係る工事の計画を変更しようとする場合には、軽微な変更（「第2編第3章5. 軽微な変更に関する届出」を参照）を除き、変更許可を受ける必要があります。

なお、変更の許可は、工事の許可に準じ、許可基準、許可の付帯条件、許可事項の公表や関係市町村長への通知が適用されるほか、許可後には、変更後の許可の内容への適合を確認するため、中間検査、定期の報告、完了検査等が必要です。

工事の計画を変更する場合には、工事の変更許可申請書とともに、工事の計画の変更に伴いその内容が変更される書類及び当該変更に係る事項の新旧を対照した図書を添付して、提出してください。

表 2.21 提出が必要な書類（工事の変更許可申請）

書類の名称	様式	提出区分		備考
		土地の 形質変更	土石の 堆積	
宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請書	省令様式第七	○	—	省令第37条第1項 省令第67条第1項
土石の堆積に関する工事の変更許可申請書	省令様式第八	—	○	省令第37条第2項 省令第67条第2項
工事の計画の変更に伴い内容が変更となる書類	—	○	○	省令第37条 省令第67条
当該変更に係る事項の新旧を対照した書類	—	○	○	細則第9条 細則第18条

5. 軽微な変更に関する届出

(変更の許可等)

法第十六条 1略

- 2 第十二条第一項の許可を受けた者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(変更の許可等)

法第三十五条 1略

- 2 第三十条第一項の許可を受けた者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(軽微な変更)

省令第三十八条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十六条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更
 - 二 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更
- 2 土石の堆積に関する工事について、法第十六条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。
- 一 工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更
 - 二 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更（当該変更後の工事予定期間（着手予定年月日から完了予定年月日までの期間をいう。以下この号において同じ。）が当該変更前の工事予定期間を超えないものに限る。）

(軽微な変更)

省令第六十八条 特定盛土等に関する工事について、法第三十五条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、第三十八条第一項各号に掲げるものとする。

- 2 土石の堆積に関する工事について、法第三十五条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、第三十八条第二項各号に掲げるものとする。

(宅地造成等に関する工事の軽微な変更の届出)

細則第10条 法第16条第2項の規定による届出をしようとする工事主は、宅地造成等に関する工事の変更届出書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

(準用規定)

細則第18条 第6条から第15条までの規定は、特定盛土等規制区域内における特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について準用する。（略）

<解説>

本法に基づく工事の許可を受けた工事主は、表 2.22 に該当する軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を届け出なければなりません。

軽微な変更は、法第16条第1項ただし書又は第35条第1項ただし書きの規定により、変更許可の申請は不要ですが、土石の堆積に関する工事について、変更前の工事予定期間を超える変更は、軽微な変更ではなく、変更許可が必要となります。

表 2.22 軽微な変更として取扱う事項

土地の形質変更に関する工事	土石の堆積に関する工事
①工事主の氏名若しくは名称又は住所の変更 ②設計者の氏名若しくは名称又は住所の変更 ③工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更 ④工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更	①工事主の氏名若しくは名称又は住所の変更 ②設計者の氏名若しくは名称又は住所の変更 ③工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更 ④工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更（ただし、当該変更後の工事予定期間が当該変更前の工事予定期間を超えないものに限る。）

表 2.23 提出が必要な書類（軽微な変更に関する届出）

書類の名称	様式	提出区分		備考
		土地の形質変更	土石の堆積	
宅地造成等に関する工事の変更届出書	細則様式第7号	○	○	細則第10条 細則第18条

6. 工事の中止・廃止・再開に関する届出

(宅地造成等に関する工事の工程等の変更届)

細則第12条 法第12条第1項の許可を受けた工事主（法第15条第2項の規定により当該許可を受けたものとみなされたものを除く。）は、当該工事を中止し、若しくは再開し、又は廃止しようとするときは、速やかに宅地造成等に関する工事工程等変更届出書（様式第10号）を知事に提出しなければならない。

(準用規定)

細則第18条 第6条から第15条までの規定は、特定盛土等規制区域内における特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について準用する。(略)

<解説>

本法に基づく工事の許可を受けた工事主は、当該工事を中止し、若しくは再開し、又は廃止しようとするときは、遅滞なく、その旨を届け出なければなりません。

表 2.24 提出が必要な書類

書類の名称	様式	提出区分		備考
		土地の形質変更	土石の堆積	
宅地造成等に関する工事工程等変更届出書	細則様式第10号	○	○	細則第12条 細則第18条

第4章 中間検査

1. 中間検査を要する工事

(中間検査)

法第十八条 第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成又は特定盛土等（政令で定める規模のものに限る。）に関する工事が政令で定める工程（以下この条において「特定工程」という。）を含む場合において、当該特定工程に係る工事を終えたときは、その都度主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の検査を申請しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の検査の結果、当該特定工程に係る工事が第十三条第一項の規定に適合していると認めた場合においては、主務省令で定める様式の当該特定工程に係る中間検査合格証を第十二条第一項の許可を受けた者に交付しなければならない。

3 特定工程ごとに政令で定める当該特定工程後の工程に係る工事は、前項の規定による当該特定工程に係る中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、することができない。

4 都道府県は、第一項の検査について、宅地造成又は特定盛土等に伴う災害を防止するために必要があると認める場合においては、同項の政令で定める宅地造成若しくは特定盛土等の規模を当該規模未満で条例で定める規模とし、又は特定工程（当該特定工程後の前項に規定する工程を含む。）として条例で定める工程を追加することができる。

5 都道府県知事は、第一項の検査において第十三条第一項の規定に適合することを認められた特定工程に係る工事については、前条第一項の検査において当該工事に係る部分の検査をすることを要しない。

(中間検査)

法第三十七条 第三十条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定盛土等（政令で定める規模のものに限る。）に関する工事が政令で定める工程（以下この条において「特定工程」という。）を含む場合において、当該特定工程に係る工事を終えたときは、その都度主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の検査を申請しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の検査の結果、当該特定工程に係る工事が第三十一条第一項の規定に適合していると認めた場合においては、主務省令で定める様式の当該特定工程に係る中間検査合格証を第三十条第一項の許可を受けた者に交付しなければならない。

3 特定工程ごとに政令で定める当該特定工程後の工程に係る工事は、前項の規定による当該特定工程に係る中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、することができない。

4 都道府県は、第一項の検査について、特定盛土等に伴う災害を防止するために必要があると認める場合においては、同項の政令で定める特定盛土等の規模を当該規模未満で条例で定める規模とし、又は特定工程（当該特定工程後の前項に規定する工程を含む。）として条例で定める工程を追加することができる。

5 都道府県知事は、第一項の検査において第三十一条第一項の規定に適合することを認められた特定工程に係る工事については、前条第一項の検査において当該工事に係る部分の検査をすることを要しない。

(中間検査を要する宅地造成又は特定盛土等の規模)

政令第二十三条 法第十八条第一項の政令で定める規模の宅地造成又は特定盛土等は、次に掲げるものとする。

- 一 盛土であつて、当該盛土をした土地の部分に高さが二メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- 二 切土であつて、当該切土をした土地の部分に高さが五メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- 三 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが五メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（前二号に該当する盛土又は切土を除く。）
- 四 第一号又は前号に該当しない盛土であつて、高さが五メートルを超えるもの
- 五 前各号のいずれにも該当しない盛土又は切土であつて、当該盛土又は切土をする土地の面積が三千平方メートルを超えるもの

(特定工程等)

政令第二十四条 法第十八条第一項の政令で定める工程は、盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事の工程とする。

第2編 許可を要する工事の手続き詳細

第4章 中間検査

1. 中間検査を要する工事

2 前項に規定する工程に係る法第十八条第三項の政令で定める工程は、前項に規定する排水施設の周囲を碎石その他の資材で埋める工事の工程とする。

(中間検査を要する特定盛土等の規模等)

政令第三十二条 法第三十七条第一項の政令で定める規模の特定盛土等は、第二十三条各号に掲げるものとする。

2 法第三十七条第一項の政令で定める工程は、第二十四条第一項に規定する工程とする。

3 前項に規定する工程に係る法第三十七条第三項の政令で定める工程は、第二十四条第二項に規定する工程とする。

<解説>

本法に基づく工事の許可を受け、表 2.25 に示す工事の規模で、表 2.26 に示す特定工程を含む場合、中間検査を受検する義務があります。みなし許可の工事も中間検査の対象になりますので、必ず受検してください。

中間検査は、施工後では確認することのできない箇所（暗渠排水管を対象）について行う、盛土及び切土の安定性に関わる重要な検査であり、中間検査に合格し、中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、特定工程後の工程に着手することができません。中間検査の結果により是正対策が必要と判断される場合は、是正後に改めて再検査を実施し、中間検査合格証の交付を受けた後に次の施工工程に進むこととなります。

表 2.25 中間検査を要する工事の規模

- ①盛土をした土地の部分に高さが2 mを超える崖を生ずることとなるもの
- ②当該切土をした土地の部分に高さが5 mを超える崖を生ずることとなるもの
- ③同時にする盛土及び切土をした土地の部分に高さが5 mを超える崖を生ずることとなるもの
- ④①又は③に該当しない盛土であって、高さが5 mを超えるもの
- ⑤①～④のいずれにも該当しない盛土又は切土で、土地の面積が3,000㎡を超えるもの

表 2.26 特定工程及び特定工程後の工程

特定工程	特定工程後の工程
盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設（暗渠排水管を対象）を設置する工事	排水施設の周囲を碎石その他の資材で埋める工事

2. 中間検査の内容・方法

<p>(中間検査の申請期間) 省令第四十五条 法第十八条第一項の主務省令で定める期間は、特定工程に係る工事を終えた日から四日以内とする。</p> <p>(中間検査の申請) 省令第四十六条 法第十八条第一項の検査を申請しようとする者は、別記様式第十三の中間検査申請書に検査の対象となる特定工程に係る工事の内容を明示した平面図を添付して都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>(中間検査合格証の様式) 省令第四十七条 法第十八条第二項の主務省令で定める様式は、別記様式第十四とする。</p> <p>(中間検査の申請期間) 省令第七十五条 法第三十七条第一項の主務省令で定める期間は、第四十五条に規定する期間とする。</p> <p>(中間検査の申請) 省令第七十六条 法第三十七条第一項の検査を申請しようとする者は、別記様式第十三の中間検査申請書に検査の対象となる特定工程に係る工事の内容を明示した平面図を添付して都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>(中間検査合格証の様式) 省令第七十七条 法第三十七条第二項の主務省令で定める様式は、別記様式第十四とする。</p> <p>(宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査の手続) 細則第14条 法第18条第1項の規定による中間検査及び同条第2項の規定による中間検査合格証の交付は、法第12条第1項の許可に係る宅地造成又は特定盛土等に関する工事の施行区域を工区に分けて行ったときは、当該工区ごとに行わなければならない。</p> <p>(準用規定) 細則第18条 第6条から第15条までの規定は、特定盛土等規制区域内における特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について準用する。(略)</p>
--

<解説>

中間検査は、検査の申請を受けて実施します。

なお、細則第14条又は第18条に基づき、工区を分けて許可を受けた場合は、当該工区ごとに中間検査を受検してください。申請は検査ごと、中間検査合格証の交付も検査ごとに行います。

(1) 中間検査の申請

検査等の対象となる工事が完了した日から4日以内に表 2.27 の書類等により検査等の申請を行ってください。

表 2.27 提出が必要な書類（中間検査）

書類の名称	様式	内容	備考
宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請書	省令様式第十三	—	省令第46条 省令第76条
平面図	—	・検査対象工程に係る工事の内容を明示したもの。	

(2) 中間検査の受検

中間検査は、工事内容を説明できる工事の責任者等の立会い（状況に応じて、遠隔臨場や書類検査、写真検査等で行う場合もある）のもとで実施します。検査頻度は、1 施工箇所（計上寸法、規格、施工方法等が同じ施工箇所をいう。）あたり 1 回以上行うことを標準とします。

検査項目は表 2.28 のとおりです。

表 2.28 検査項目

区分	検査項目
盛土工事に関わる排水施設	<ul style="list-style-type: none"> ・暗渠排水管の配置と規格は計画内容と現地条件を照査して適切に施工されているか ・暗渠排水管の集水管接続部は適切に処理されているか ・暗渠排水管の集水管端部の土砂流入防止措置は適切か ・現況地盤からの湧水は適切に処理されているか ・溪流や既設水路等の通過水流は適切に処理されているか
切土工事に関わる排水施設	<ul style="list-style-type: none"> ・暗渠排水管の配置と規格は計画内容と現地条件を照査して適切に施工されているか ・暗渠排水管の集水管接続部は適切に処理されているか ・暗渠排水管の集水管端部の土砂流入防止措置は適切か ・湧水は適切に処理されているか ・溝掘りは適切に施工されているか

(3) 中間検査合格証の交付

中間検査に合格した場合は、中間検査合格証を交付します。

中間検査を受けた後、特定工程後の工程に着手してください。

なお、細則第14条又は第18条に基づき工区を分けて中間検査を受検・合格した場合は、当該工区の中間検査合格証を交付します。当該工区以外の工区における特定工程後の工程は着手できませんので、注意してください。

第5章 定期報告

1. 定期報告を要する工事

(定期の報告)

法第十九条 第十二条第一項の許可（政令で定める規模の宅地造成等に関する工事に係るものに限る。）を受けた者は、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める期間ごとに、当該許可に係る宅地造成等に関する工事の実施の状況その他主務省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。

(定期の報告)

法第三十八条 第三十条第一項の許可（政令で定める規模の特定盛土等又は土石の堆積に関する工事に係るものに限る。）を受けた者は、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める期間ごとに、当該許可に係る特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の実施の状況その他主務省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。

(定期の報告を要する宅地造成等の規模)

政令第二十五条 法第十九条第一項の政令で定める規模の宅地造成又は特定盛土等は、第二十三条各号に掲げるものとする。

2 法第十九条第一項の政令で定める規模の土石の堆積は、次に掲げるものとする。

- 一 高さが五メートルを超える土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が千五百平方メートルを超えるもの
- 二 前号に該当しない土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が三千平方メートルを超えるもの

(定期の報告を要する特定盛土等又は土石の堆積の規模)

政令第三十三条 法第三十八条第一項の政令で定める規模の特定盛土等は、第二十三条各号に掲げるものとする。

2 法第三十八条第一項の政令で定める規模の土石の堆積は、第二十五条第二項各号に掲げるものとする。

(中間検査を要する宅地造成又は特定盛土等の規模)

政令第二十三条 法第十八条第一項の政令で定める規模の宅地造成又は特定盛土等は、次に掲げるものとする。

- 一 盛土であつて、当該盛土をした土地の部分に高さが二メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- 二 切土であつて、当該切土をした土地の部分に高さが五メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- 三 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが五メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（前二号に該当する盛土又は切土を除く。）
- 四 第一号又は前号に該当しない盛土であつて、高さが五メートルを超えるもの
- 五 前各号のいずれにも該当しない盛土又は切土であつて、当該盛土又は切土をする土地の面積が三千平方メートルを超えるもの

(定期の報告の期間)

省令第四十九条 法第十九条第一項の主務省令で定める期間は、三月とする。

(定期の報告の期間)

省令第七十九条 法第三十八条第一項の主務省令で定める期間は、第四十九条に規定する期間とする。

<解説>

本法に基づく工事の許可を受け、表 2.29 に示す工事の場合は、定期的な報告が必要です。

定期報告は、工事の許可後3か月ごとに進捗状況等について報告を行うもので、定期報告の結果により、対策が必要と判断される場合は、必要な対策を講じなければなりません。

表 2.29 定期報告を要する工事の規模

行為	定期報告を要する規模
土地の形質変更	①盛土をした土地の部分に高さが2mを超える崖を生ずることとなるもの ②当該切土をした土地の部分に高さが5mを超える崖を生ずることとなるもの ③同時にする盛土及び切土をした土地の部分に高さが5mを超える崖を生ずることとなるもの ④①又は③に該当しない盛土であって、高さが5mを超えるもの ⑤①～④のいずれにも該当しない盛土又は切土で、土地の面積が3,000㎡を超えるもの（※中間検査を要する工事の規模に同じ）
土石の堆積	①最大時に堆積する高さが5m超かつ面積が1,500㎡を超えるもの ②最大時に堆積する面積が3,000㎡を超えるもの

2. 定期報告の内容・方法

<p>(定期の報告) 省令第四十八条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十九条第一項の規定による報告をしようとする者は、当該工事が完了するまでの間、報告書に、報告の時点における盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>2 土石の堆積に関する工事について、法第十九条第一項の規定による報告をしようとする者は、当該工事が完了するまでの間、報告書に、報告の時点における土石の堆積を行つている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>(定期の報告) 省令第七十八条 特定盛土等に関する工事について、法第三十八条第一項の規定による報告をしようとする者は、当該工事が完了するまでの間、報告書に、報告の時点における盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>2 土石の堆積に関する工事について、法第三十八条第一項の規定による報告をしようとする者は、当該工事が完了するまでの間、報告書に、報告の時点における土石の堆積を行つている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>(定期の報告の報告事項) 省令第五十条 法第十九条第一項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。ただし、第三号に掲げる事項については、二回目以降の定期の報告を行う場合に限るものとする。</p> <p>一 工事が施行される土地の所在地 二 工事の許可年月日及び許可番号 三 前回の報告年月日</p> <p>2 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十九条第一項の規定による工事の実施の状況の報告は、次に掲げる事項について行うものとする。</p> <p>一 報告の時点における盛土又は切土の高さ 二 報告の時点における盛土又は切土の面積 三 報告の時点における盛土又は切土の土量 四 報告の時点における擁壁等（法第十三条第一項に規定する擁壁等をいう。）に関する工事の施行状況</p> <p>3 土石の堆積に関する工事について、法第十九条第一項の規定による工事の実施の状況の報告は、次に掲げる事項について行うものとする。</p> <p>一 報告の時点における土石の堆積の高さ 二 報告の時点における土石の堆積の面積 三 報告の時点における堆積されている土石の土量 四 前回の報告の時点から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量</p>

(定期の報告の報告事項)

省令第八十条 法第三十八条第一項の主務省令で定める事項は、第五十条第一項各号に掲げる事項とする。この場合においては、同項ただし書の規定を準用する。

- 2 特定盛土等に関する工事について、法第三十八条第一項の規定による工事の実施の状況の報告は、第五十条第二項各号に掲げる事項について行うものとする。
- 3 土石の堆積に関する工事について、法第三十八条第一項の規定による工事の実施の状況の報告は、第五十条第三項各号に掲げる事項について行うものとする。

(宅地造成等に関する工事の定期の報告)

細則第十五条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十九条第一項の規定による報告をしようとする工事主は、当該工事が完了するまでの間、省令第49条に規定する期間ごとに宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書（様式第11号）に省令第48条第一項に規定する書類を添付して知事に提出しなければならない。

- 2 土石の堆積に関する工事について、法第十九条第一項の規定による報告をしようとする工事主は、当該工事が完了するまでの間、省令第49条に規定する期間ごとに土石の堆積に関する工事の定期報告書（様式第12号）に省令第48条第二項に規定する書類を添付して知事に提出しなければならない。

(準用規定)

細則第十八条 第6条から第15条までの規定は、特定盛土等規制区域内における特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について準用する。（略）

<解説>

工事の許可後3か月ごとに、定期報告として、表 2.30 に示す定期報告書、写真、進捗が確認できる図面等の提出を行ってください。

表 2.30 提出が必要な書類（定期報告）

書類の名称	様式	内容	備考
宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書	細則様式第11号	—	・土地の形質変更の場合 （細則第15条第1項、細則第18条）
土石の堆積に関する工事の定期報告書	細則様式第12号	—	・土石の堆積の場合 （細則第15条第2項、細則第18条）
写真	—	・報告の時点における盛土、切土又は土石の堆積をしている土地及びその付近の状況を撮影したもの	
進捗が確認できる図面等	—	・申請時の提出図面で施工済の箇所を着色等し明示 ・写真の撮影方向を表示	

第6章 完了検査等

1. 完了検査等の内容・方法

(完了検査等)

法第十七条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、その工事が第十三条第一項の規定に適合しているかどうかについて、都道府県知事の検査を申請しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の検査の結果、工事が第十三条第一項の規定に適合していると認めた場合においては、主務省令で定める様式の検査済証を第十二条第一項の許可を受けた者に交付しなければならない。

3 第十五条第二項の規定により第十二条第一項の許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第三十六条第一項の規定による届出又は同条第二項の規定により交付された検査済証は、当該工事に係る第一項の規定による申請又は前項の規定により交付された検査済証とみなす。

4 土石の堆積に関する工事について第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事（堆積した全ての土石を除却するものに限る。）を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、堆積されていた全ての土石の除却が行われたかどうかについて、都道府県知事の確認を申請しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の確認の結果、堆積されていた全ての土石が除却されたと認めた場合においては、主務省令で定める様式の確認済証を第十二条第一項の許可を受けた者に交付しなければならない。

(完了検査等)

法第三十六条 特定盛土等に関する工事について第三十条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、その工事が第三十一条第一項の規定に適合しているかどうかについて、都道府県知事の検査を申請しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の検査の結果、工事が第三十一条第一項の規定に適合していると認めた場合においては、主務省令で定める様式の検査済証を第三十条第一項の許可を受けた者に交付しなければならない。

3 第三十四条第二項の規定により第三十条第一項の許可を受けたものとみなされた特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第三十六条第一項の規定による届出又は同条第二項の規定により交付された検査済証は、当該工事に係る第一項の規定による申請又は前項の規定により交付された検査済証とみなす。

4 土石の堆積に関する工事について第三十条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事（堆積した全ての土石を除却するものに限る。）を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、堆積されていた全ての土石の除却が行われたかどうかについて、都道府県知事の確認を申請しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の確認の結果、堆積されていた全ての土石が除却されたと認めた場合においては、主務省令で定める様式の確認済証を第三十条第一項の許可を受けた者に交付しなければならない。

(完了検査の申請期間)

省令第三十九条 法第十七条第一項の主務省令で定める期間は、工事が完了した日から四日以内とする。

(完了の検査の申請)

省令第四十条 法第十七条第一項の検査を申請しようとする者は、別記様式第九の完了検査申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

(検査済証の様式)

省令第四十一条 法第十七条第二項の主務省令で定める様式は、別記様式第十とする。

(確認の申請期間)

省令第四十二条 法第十七条第四項の主務省令で定める期間は、工事が完了した日から四日以内とする。

(確認の申請)

省令第四十三条 法第十七条第四項の確認を申請しようとする者は、別記様式第十一の確認申請書を都道府県

知事に提出しなければならない。

(確認済証の様式)

省令第四十四条 法第十七条第五項の主務省令で定める様式は、別記様式第十二とする。

(完了検査の申請期間)

省令第六十九条 法第三十六条第一項の主務省令で定める期間は、第三十九条に規定する期間とする。

(完了検査の申請)

省令第七十条 法第三十六条第一項の検査を申請しようとする者は、別記様式第九の完了検査申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

(検査済証の様式)

省令第七十一条 法第三十六条第二項の主務省令で定める様式は、別記様式第十とする。

(確認の申請期間)

省令第七十二条 法第三十六条第四項の主務省令で定める期間は、第四十二条に規定する期間とする。

(確認の申請)

省令第七十三条 法第三十六条第四項の検査を申請しようとする者は、別記様式第十一の確認申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

(確認済証の様式)

省令第七十四条 法第三十六条第五項の主務省令で定める様式は、別記様式第十二とする。

(宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査の手続)

細則第13条 法第17条第1項の規定による工事完了の検査及び同条第2項の規定による検査済証の交付は、法第12条第1項の許可に係る宅地造成又は特定盛土等に関する工事の施行区域を工区に分けて行ったときは、当該工区ごとに行わなければならない。

(準用規定)

細則第18条 第6条から第15条までの規定は、特定盛土等規制区域内における特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について準用する。(略)

<解説>

本法に基づく工事の許可を受けたときは、工事の完了後、当該工事が許可の内容に適合していることを判定するため、宅地造成又は特定盛土等に関する工事については完了検査、土石の堆積に関する工事（堆積した全ての土石を除却するものに限る。）については確認申請に基づく確認を行います。

完了検査等は、許可を受けた宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の全てが対象となります。

ただし、中間検査を受検し合格証を交付された工事範囲については、完了検査での確認は行いません。また、みなし許可の工事については、都市計画法第36条による検査済証をもって盛土規制法による完了検査済証を交付したものとみなすため、完了検査を受検する必要はありません。

(1) 完了検査等の申請

検査等の対象となる工事が完了した日から4日以内に、表 2.31 の書類等により検査等の申請を行ってください。

表 2.31 提出が必要な書類（完了検査等）

書類の名称	様式	内容	備考
宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請書	省令様式第九	—	・土地の形質変更の場合 (省令第40条、第70条)
土石の堆積に関する工事の確認申請書	省令様式第十一	—	・土石の堆積の場合 (省令第40条、第70条)

(2) 完了検査等の受検

土地の形質変更に関わる工事の完了検査は、工事内容を説明できる工事の責任者等の立会のもとで実施します。

主な検査項目は表 2.32 のとおりです。

表 2.32 主な検査項目

①雨水等の排水処理施設が、適切な配置、構造で適切に施行されていること
②盛土又は切土のり面の安定が図られていること
③盛土地盤が緩み、沈下又は崩壊が生じないように 締固め等の対策が講じられていること
④崖面は、擁壁又は崖面崩壊防止施設若しくは保護工により崩壊又は土砂が流出しないよう対策が講じられていること
⑤擁壁又は崖面崩壊防止施設が適切に施行されていること
⑥軟弱地盤等地盤条件が悪い場合は、地盤改良工事等の対策が講じられていること
⑦開発事業等実施地区の周辺へ溢水等の被害が及ばないよう対策が講じられていること
⑧他法令により、災害防止のための規則が行われている土地における開発事業等の場合は、それぞれの法令に対応する対策が講じられていること
⑨その他、工事の許可の内容に適合していること

土石の堆積に関する工事は、工事内容を説明できる工事の責任者等の立会のもと、土石の除却が完了をしたこと確認します。

(3) 検査済証等の交付

①土地の形質変更に関する工事

技術的基準に従い擁壁設置等必要な措置が完了していることを確認し、問題がなければ検査済証を交付します。

②土石の堆積に関する工事

土石の除却が完了をしたことを確認し、問題がなければ確認済証を交付します。

2. 完了検査等時の留意事項

完了検査等は、工事の施工全般に対して効率的かつ確実に行い、その実施にあたっては、特に、次の各事項に留意する必要があります。

[完了検査等時の留意事項]

- ・ 工事内容、堆積形状、出来形等について裏付けとなる関係図書を整備すること。
- ・ 写真の撮影にあたっては、工事着手前の状況及び工事中における構造物の床掘・型枠・コンクリート等の施工状況、形状寸法などが確認できるように撮影すること。
- ・ 検査日の調整にあたっては、十分な期間を取って日程調整を行うこと。
- ・ 検査にあたっては、工事の責任者等工事内容を説明できる者が立ち会うこと。
- ・ 土石の堆積の場合は、堆積した土石の運用状況を正確に報告し、計画から逸脱していないか確認できること。
- ・ 検査の結果、不適當な箇所がある場合には、速やかに必要な対策を講じ、再度、検査・確認を受けること。

第3編 届出を要する工事の手続き詳細

第1章 届出の手続き

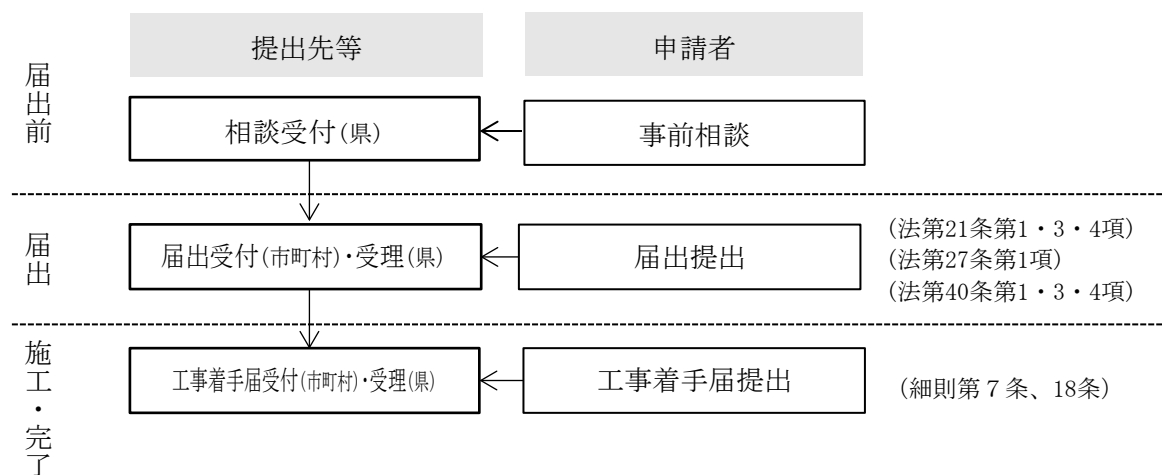
1. 届出の提出先

届出を要する工事の届出書類等は、当該地の市町村へ提出ください。市町村で受付後、県へ転送・受理します。

市町村の受付窓口は、「第2編第1章4. 申請窓口及び書類提出先（市町村）」を参照してください。

2. 手続きの流れ

届出を要する工事の手続きの流れを図3.1に示します。



注) 図中の「県」は県民センター 建築指導課等、「市町村」は工事を計画・施行する市町村の盛土規制法担当を表します。

注) 工事着手届は、特定盛土等規制区域における工事に関する届出（法第27条）のみ必要となります。

図 3.1 届出に関わる手続きの流れ

第2章 特定盛土等規制区域における工事

1. 特定盛土等規制区域における工事に関する届出

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出等)

法第二十七条 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する日の三十日前までに、主務省令で定めるところにより、当該工事の計画を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

2 略

3 都道府県知事は、第一項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る工事の計画について当該特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止のため必要があると認めるときは、当該届出を受理した日から三十日以内に限り、当該届出をした者に対し、当該工事の計画の変更その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出)

省令第五十八条 特定盛土等に関する工事について、法第二十七条第一項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十九の届出書に、次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

一 第七条第一項第一号及び第六号から第八号までに掲げる書類(この場合において、同項第一号の表中「申請書」とあるのは「届出書」と、同項第七号及び第八号中「許可を受け」とあるのは「届出をし」と読み替えるものとする。)

二 前号に掲げる書類のほか、都道府県が特定盛土等に関する工事の安全性を確かめるために特に必要があると認めて規則で定める書類

2 土石の堆積に関する工事について、法第二十七条第一項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第二十の届出書に、次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

一 第七条第二項第一号及び第四号から第六号までに掲げる書類(この場合において、同項第一号の表中「申請書」とあるのは「届出書」と、同項第五号及び第六号中「許可を受け」とあるのは「届出をし」と読み替えるものとする。)

二 前号に掲げる書類のほか、都道府県が土石の堆積に関する工事の安全性を確かめるために特に必要があると認めて規則で定める書類

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出書の添付書類)

細則第16条 省令第58条第1項第2号の規則で定める書類は、第6条第1項第4号、第5号及び第6号に掲げる書類とする。

2 省令第58条第2項第2号の規則で定める書類は、第6条第1項第4号及び第6号に掲げる書類とする。

<解説>

「第1編第2章3.1 特定盛土等規制区域における工事」に該当する工事は、工事に着手する日の30日前までに、表 3.1 に示す書類を県知事に届け出てください。

なお、届出に係る工事の計画について災害の防止のため必要があると県知事が認める場合は、届出を受理した日から30日以内に限り、工事の計画の変更等を勧告する場合があります。

第3編 届出を要する工事の手続き詳細
 第2章 特定盛土等規制区域における工事
 1. 特定盛土等規制区域における工事に関する届出

表 3.1 届出に必要な書類等（特定盛土等規制区域における工事に関する届出）

No	図書の名称	内容	提出区分		備考
			形質変更 土地の	堆積 土石の	
1	特定盛土等に関する工事の届出書	<input type="checkbox"/> 届出書(省令様式第十九)	○	—	省令第58条第1項第1号
	土石の堆積に関する工事の届出書	<input type="checkbox"/> 届出書(省令様式第二十)	—	○	省令第58条第2項第1号
2	現況写真	<input type="checkbox"/> 盛土・切土又は土石の堆積をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真	○	○	
3	申請者確認書類	個人の場合 <input type="checkbox"/> 氏名及び住所を証する書類	○	○	氏名及び住所を証する書類は、住民票の写し、個人番号カードの写し又はこれらに類するもの
		法人の場合 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 役員の氏名及び住所を証する書類	○	○	
4	図面	位置図、地形図、土地の平面図、土地の断面図等	○	○	※
5	土地の求積図	基礎の寸法、擁壁の位置及び寸法	○	○	
6	擁壁の展開図	許可申請に関連のある土地の全面積、盛土又は切土をする土地の面積	○	—	
7	その他知事が必要と認める書類		○	○	

※図面は、「第2編第1章5.2 許可申請に必要な書類等」の「表 2.8 許可申請に必要な図面」に同じです。

2. 標識の掲示

(標識の掲示)

法第四十九条 第十二条第一項若しくは第三十条第一項の許可を受けた工事主又は第二十七条第一項の規定による届出をした工事主は、当該許可又は届出に係る土地の見やすい場所に、主務省令で定めるところにより、氏名又は名称その他の主務省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(標識の様式及び記載事項)

省令第八十七条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第四十九条の規定により工事主が掲げる標識は、別記様式第二十三によるものとする。

- 2 土石の堆積に関する工事について、法第四十九条の規定により工事主が掲げる標識は、別記様式第二十四によるものとする。
- 3 法第四十九条の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
- 一 工事主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 工事の許可年月日及び許可番号又は工事の届出年月日
 - 三 工事施行者の氏名又は名称
 - 四 現場管理者の氏名又は名称
 - 五 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
 - 六 宅地造成等に関する工事を行う土地の区域の見取図
 - 七 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
 - 八 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
 - 九 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量
 - 十 工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先
 - 十一 許可又は届出を担当した都道府県の部局の名称及び連絡先

<解説>

法第27条第1項に基づく届出をした工事主は、当該工事に係る土地の見やすい場所に、表 3.2 に示す事項を記載した標識を掲げる必要があります。

表 3.2 標識に記載する事項

記載事項	様式
①工事主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	・宅地造成、特定盛土等の場合 省令様式第二十三
②工事の許可年月日及び許可番号又は工事の届出年月日	
③工事施行者の氏名又は名称	・土石の堆積の場合 省令様式第二十四
④現場管理者の氏名又は名称	
⑤工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日	
⑥宅地造成等に関する工事を行う土地の区域の見取図	
⑦盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ	
⑧盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積	
⑨盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量	
⑩工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先	
⑪許可又は届出を担当した都道府県の部局の名称及び連絡先	

3. 工事着手届の提出

(宅地造成等に関する工事の着手届)

細則第7条 法第12条第1項の許可を受けた工事主（法第15条第2項の規定により当該許可を受けたものとみなされたものを除く。）は、当該工事に着手したときは、速やかに宅地造成等に関する工事着手届出書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

(準用規定)

細則第18条 第6条から第15条までの規定は、特定盛土等規制区域内における特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について準用する。(略)

<解説>

法第27条第1項に基づく届出をした工事主は、当該工事に着手したときは、速やかに県知事へ届け出る必要があります。

表 3.3 提出が必要な書類（工事着手届）

書類の名称	様式	区分		備考
		土地の形質変更	土石の堆積	
宅地造成等に関する工事着手届出書	細則様式第3号	○	○	細則第7条 細則第18条

4. 工事変更の届出

(変更の届出等)

法第二十八条 前条第一項の規定による届出をした者は、当該届出に係る特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画の変更（主務省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、当該変更後の工事に着手する日の三十日前までに、主務省令で定めるところにより、当該変更後の工事の計画を都道府県知事に届け出なければならない。

- 2 前条第五項の規定により同条第一項の規定による届出をしたものとみなされた特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第三十五条の二第一項の許可の申請は、当該工事に係る前項の規定による届出とみなす。
- 3 前条第二項から第四項までの規定は、第一項の規定による届出について準用する。

(変更の届出)

省令第六十一条 特定盛土等に関する工事について、法第二十八条第一項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第二十一の届出書に、第五十八条第一項各号に掲げる書類のうち特定盛土等に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

- 2 土石の堆積に関する工事について、法第二十八条第一項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第二十二の届出書に、第五十八条第二項各号に掲げる書類のうち土石の堆積に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する届出工事の変更届出)

細則第17条 特定盛土等に関する工事について、法第28条第1項の規定による届出を行おうとする工事主は、省令第61条第1項に規定する書類のほか、当該変更に係る事項の新旧を対照した書類を添付して知事に提出しなければならない。

- 2 土石の堆積に関する工事について、法第28条第1項の規定による届出を行おうとする工事主は、省令第61条第2項に規定する書類のほか、当該変更に係る事項の新旧を対照した書類を添付して知事に提出しなければならない。

<解説>

法第27条第1項に基づく届出をした工事主は、当該届出に係る工事の計画を変更しようとするときは、変更後の工事に着手する日の30日前までに、県知事へ届け出る必要があります（省令で定める軽微な変更は現時点で制定されていません。）。

なお、変更の届出は、工事の届出と同様に届出事項の公表や関係市町村長への通知が適用されるほか、変更の届出に係る工事の計画について災害の防止のため必要があると県知事が認める場合は、変更の届出を受理した日から30日以内に限り、工事の計画の変更等を勧告する場合があります。

工事の計画を変更する場合には、工事の変更届出書とともに、工事の計画の変更に伴いその内容が変更される書類、当該変更に係る事項の新旧を対照した書類を提出してください。

表 3.4 提出が必要な書類

書類の名称	様式	提出区分		備考
		土地の 形質変更	土石の 堆積	
特定盛土等に関する工事の変更届出書	省令様式第二十一	○	—	省令第61条第1項
土石の堆積に関する工事の変更届出書	省令様式第二十二	—	○	省令第61条第2項
工事の計画の変更に伴い内容が変更となる書類	—	○	○	省令第61条
当該変更に係る事項の新旧を対照した書類	—	○	○	細則第17条

5. 工事の中止・廃止・再開に関する届出

(宅地造成等に関する工事の工程等の変更届)

細則第12条 法第12条第1項の許可を受けた工事主（法第15条第2項の規定により当該許可を受けたものとみなされたものを除く。）は、当該工事を中止し、若しくは再開し、又は廃止しようとするときは、速やかに宅地造成等に関する工事工程等変更届出書（様式第10号）を知事に提出しなければならない。

(準用規定)

細則第18条 第6条から第15条までの規定は、特定盛土等規制区域内における特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について準用する。(略)

<解説>

法第27条第1項に基づく工事を届け出た工事主は、当該工事を中止し、若しくは再開し、又は廃止しようとするときは、遅滞なく、その旨を届け出なければなりません。

表 3.5 提出が必要な書類

書類の名称	様式	提出区分		備考
		土地の 形質変更	土石の 堆積	
宅地造成等に関する工事工程等 変更届出書	細則様式第10号	○	○	細則第12条 細則第18条

第3章 その他届出

1. 区域指定の際に既に行われている工事に関する届出

(工事等の届出)

法第二十一条 宅地造成等工事規制区域の指定の際、当該宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する工事の工事主は、その指定があつた日から二十一日以内に、主務省令で定めるところにより、当該工事について都道府県知事に届け出なければならない。

(工事等の届出)

法第四十条 特定盛土等規制区域の指定の際、当該特定盛土等規制区域内において行われている特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の工事主は、その指定があつた日から二十一日以内に、主務省令で定めるところにより、当該工事について都道府県知事に届け出なければならない。

(宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する工事の届出の方法)

省令第五十二条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第二十一条第一項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十五の届出書を提出しなければならない。

2 前項の届出書が令第二十三条各号に掲げる規模の宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出に係るものであるときは、当該届出書には、次の表に掲げる図面並びに盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付しなければならない。

3 土石の堆積に関する工事について、法第二十一条第一項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十六の届出書を提出しなければならない。

4 前項の届出書が令第二十五条第二項各号に掲げる規模の土石の堆積に関する工事の届出に係るものであるときは、当該届出書には、次の表に掲げる図面並びに土石の堆積を行つている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付しなければならない。

(特定盛土等規制区域内において行われている特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出の方法)

省令第八十二条 特定盛土等に関する工事について、法第四十条第一項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十五の届出書を提出しなければならない。この場合においては、第五十二条第二項の規定を準用する。

2 土石の堆積に関する工事について、法第四十条第一項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十六の届出書を提出しなければならない。この場合においては、第五十二条第四項の規定を準用する。

<解説>

規制区域の指定の際、当該区域内において許可・届出対象となる工事に着手している場合は、指定日から21日以内に届出書を提出してください。設計図書等と照合して行われるくい打ち等の土地の形質変更又は土石の堆積が行われた時点をもって工事着手とします。施工箇所の測量や除草、丁張等の準備工は、工事着手とはみなしません。規制区域の指定後に工事着手する場合は、許可等の手続きが必要となります。

届出が受理された場合は、工事主の氏名又は名称、工事が施行される土地の所在地などが公表されるほか、関係市町村長に通知されます。

なお、規制区域の指定時に届出のあった盛土等は、許可申請の対象にはなりませんが、届出後に、届出の規模を超えた盛土等を行い、許可申請の対象規模となる場合は、改めて許可申請を行ってください。

1. 区域指定の際に既に行われている工事に関する届出

[届出が必要な図書]

- ・表 3.6 の書類を提出してください。なお、規模に関わらず、盛土・切土している土地又は土石の堆積を行っている土地及びその付近の状況が分かる写真を添付してください。
- ・表 3.8 の規模に該当する工事である場合は、表 3.7 に掲げる図面を添付してください。

表 3.6 届出が必要な書類（区域指定の際に既に行われている工事に関する届出）

書類の名称	様式	提出区分		備考
		土地の形質変更	土石の堆積	
宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書	省令様式第十五	○	—	省令第52条第1項 省令第82条第1項
土石の堆積に関する工事の届出書	省令様式第十六	—	○	省令第52条第3項 省令第82条第2項
その付近の状況が分かる写真		○	○	

表 3.7 届出に必要な図面（区域指定の際に既に行われている工事に関する届出）

図書の名称	明示すべき事項	縮尺	提出区分		備考
			変形 更質 の土 地	堆積 の土 石	
位置図	・方位 ・道路及び目標となる地物	1/10,000 以上	○	○	
地形図	・方位 ・土地の境界線	1/2,500 以上	○	○	・等高線は、2mの 標高差を示すもの とすること
土地の 平面図	・方位 ・土地の境界線 ・盛土又は切土をする土地の部分 ・崖 ・擁壁 ・崖面崩壊防止施設 ・排水施設 ・地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	1/2,500 以上	○	—	・植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること
	・方位 ・土地の境界線 ・作業構台等 ・空地の位置 ・柵等の位置 ・排水施設（側溝等） ・土砂の流出防止措置	1/500 以上	—	○	

※縮尺は許可等申請の際の縮尺を参考に設定しているが、これによりがたい場合は任意とする。

表 3.8 図面の添付を要する工事の規模

宅地造成又は特定盛土等（政令第23条）	土石の堆積（政令第25条第2項）
①盛土をした土地の部分に高さが2mを超える崖を生ずることとなるもの	①高さが5mを超える土石の堆積で、その面積が1,500㎡を超えるもの
②当該切土をした土地の部分に高さが5mを超える崖を生ずることとなるもの	②①に該当しない土石の堆積で、その面積が3,000㎡を超えるもの
③同時にする盛土及び切土をした土地の部分に高さが5mを超える崖を生ずることとなるもの	
④①又は③に該当しない盛土であって、高さが5mを超えるもの	
⑤①～④のいずれにも該当しない盛土又は切土で、土地の面積が3,000㎡を超えるもの	

2. 擁壁等の全部又は一部の除去工事に関する届出

<p>(工事等の届出) 法第二十一条 1・2略 3 宅地造成等工事規制区域内の土地（公共施設用地を除く。以下この章において同じ。）において、擁壁等に関する工事その他の工事で政令で定めるものを行おうとする者（第十二条第一項若しくは第十六条第一項の許可を受け、又は同条第二項の規定による届出をした者を除く。）は、その工事に着手する日の十四日前までに、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>(工事等の届出) 法第四十条 1・2略 3 特定盛土等規制区域内の土地（公共施設用地を除く。以下この章において同じ。）において、擁壁等に関する工事その他の工事で政令で定めるものを行おうとする者（第三十条第一項若しくは第三十五条第一項の許可を受け、又は第二十七条第一項、第二十八条第一項若しくは第三十五条第二項の規定による届出をした者を除く。）は、その工事に着手する日の十四日前までに、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>(届出を要する工事) 政令第二十六条 法第二十一条第三項の政令で定める工事は、擁壁若しくは崖面崩壊防止施設で高さが二メートルを超えるもの、地表水等を排除するための排水施設又は地滑り抑止ぐい等の全部又は一部の除却の工事とする。 2 前項の崖面崩壊防止施設の高さは、崖面崩壊防止施設の前面の上端と下端（当該前面の下部が地盤面と接する部分をいう。）との垂直距離によるものとする。</p> <p>(届出を要する工事) 政令第三十四条 法第四十条第三項の政令で定める工事は、第二十六条第一項に規定する工事とする。この場合においては、同条第二項の規定を準用する。</p> <p>(擁壁等に関する工事の届出) 省令第五十五条 法第二十一条第三項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十七の届出書を提出しなければならない。</p> <p>(擁壁等に関する工事の届出) 省令第八十五条 法第四十条第三項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十七の届出書を提出しなければならない。</p>
--

<解説>

宅地造成等工事規制区域内又は特定盛土等規制区域内の土地において次の工事（一部除却を含む。）を行う場合は、工事に着手する日の14日前までに、表 3.9 に示す届出書を提出する必要があります。なお、工事の許可を受けている場合は、届出書を提出する必要はありません。

[届出が必要な工事]

- ・ 規制区域内の土地において行う、高さが2m超の擁壁又は崖面崩壊防止施設の除却工事
- ・ 規制区域内の土地において行う、地表水等を排除するための排水施設の除却工事
- ・ 規制区域内の土地において行う、地滑り抑止ぐい等の除却工事

表 3.9 届出が必要な書類（擁壁等の全部又は一部の除去工事に関する届出）

書類の名称	様式	備考
擁壁等に関する工事の届出書	省令様式第十七	省令第55条、省令第85条

3. 公共施設用地の転用に関する届出

<p>(工事等の届出) 法第二十一条 1～3略</p> <p>4 宅地造成等工事規制区域内において、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した者（第十二条第一項若しくは第十六条第一項の許可を受け、又は同条第二項の規定による届出をした者を除く。）は、その転用した日から十四日以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>(工事等の届出) 法第四十条 1～3略</p> <p>4 特定盛土等規制区域内において、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した者（第三十条第一項若しくは第三十五条第一項の許可を受け、又は第二十七条第一項、第二十八条第一項若しくは第三十五条第二項の規定による届出をした者を除く。）は、その転用した日から十四日以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>(公共施設用地の転用の届出) 省令第五十六条 法第二十一条第四項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十八の届出書を提出しなければならない。</p> <p>(公共施設用地の転用の届出) 省令第八十六条 法第四十条第四項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十八の届出書を提出しなければならない。</p>
--

<解説>

宅地造成等工事規制区域内において、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した場合は、転用した日から14日以内に、表 3.10 に示す届出書を提出してください。なお、工事の許可を受けている場合は、届出書を提出する必要はありません。

表 3.10 届出が必要な書類（公共施設用地の転用に関する届出）

書類の名称	様式	備考
公共施設用地の転用の届出書	省令様式第十八	省令第56条、省令第86条

第4編 参考資料

1. 事前相談

1.1 宅地造成及び特定盛土等規制法に係る事前相談制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「法」という。）に基づく事務のうち、知事が行う盛土規制法の許可に関する事務の円滑な処理と適正な法の運用を図るため事前相談制度を設け、その運用について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において事前相談とは、法の政令及び主務省令に規定される許可等を要する工事をしようとする者（以下「事業計画者」という。）が、法第12条第1項又は第30条第1項の規定による工事の許可申請及び法第27条の規定による工事の届出（以下「許可申請等」という。）に先立ちあらかじめ当該計画の内容について知事に相談し、指導を受けることをいう。

(事前相談)

第3条 事業計画者は、様式第1号に定める事前相談書（正本1部、副本1部）に必要事項を記入し、別表1に掲げる図書を添付して、別表2に掲げる県民センター建築指導課若しくは県央建築指導室に提出するものとする。

2 知事は、事前相談書の内容を審査し、許可申請、許可基準、許可後の義務（必要事項を含む。）等の基本的な事項について、協議、指導するものとする。

3 知事は、事前相談が完了したときは、事業計画者に対し回答を付した事前相談書1部を返却するものとする。

(他法令等所管の関係機関との情報交換)

第4条 知事は、当該計画に適用される法令等を所管する県及び市町村の関係機関に対し、事前相談書の情報を提供することができる。

(報告の徴収)

第5条 知事は、事業計画者に対し、必要に応じて、周辺住民への事前周知及び他法令等所管の関係機関との調整又は協議等の状況に関し、報告を求めることができる。

(事前相談書の添付)

第6条 事業計画者が許可申請等を行うときは、申請書に第3条第3項で県より返却された事前相談書の写しを添付するものとする。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

第4編 参考資料

1. 事前相談

別表1

添付図書一覧
位置図
現況写真
公図の写し
土地の平面図
土地の断面図
(擁壁設置の場合) 構造図等
(必要に応じて) 盛土安定計算書
(排水施設設置の場合) 排水計算書等
関係権利者同意 (権利者一覧表・土地謄本の写し)
周辺住民への周知措置報告書
誓約書
他法令に基づく許可等情報 (許可証等の写し)
その他知事が必要と認める書類

※1 位置図、現況写真、公図の写し、土地の平面図、土地の断面図及び他法令に基づく許可等情報は必ず添付すること。

※2 図書の内容、明示すべき事項及び縮尺については、「許可申請の手引き 第2編 第1章 5. 2 許可申請に必要な書類等」に記載されている内容に準拠すること。

別表2

事前相談書の提出先	工事を施工する場所
県央建築指導室 (水戸市笠原町 987-6 茨城県庁 1階)	笠間市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、茨城町、城里町、東海村
県北県民センター建築指導課 (常陸太田市山下町 4119(常陸太田合同庁舎 1階))	日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、常陸大宮市、太子町
鹿行県民センター建築指導課 (鉾田市鉾田 1367-3 (鉾田合同庁舎付属庁舎 2階))	鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、鉾田市
県南県民センター建築指導課 (土浦市真鍋 5-17-26(土浦合同庁舎第2分庁舎 2階))	土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、取手市、牛久市、つくば市、守谷市、稲敷市、かすみがうら市、つくばみらい市、美浦村、阿見町、河内町、利根町
県西県民センター建築指導課 (筑西市二木成 615(筑西合同庁舎 2階))	古河市、結城市、下妻市、常総市、筑西市、坂東市、桜川市、八千代町、五霞町、境町

1.2 事前相談書（参考様式）

（様式第1号）

事前相談書

相談年月日： 年 月 日

相談者（代理人）住所氏名		Tel		—	—
申請者住所氏名		Tel		—	—
土地の所在地及び地番（代表地点の緯度[度 分 秒] 経度[度 分 秒]）					
土地の面積		m2	盛土又は切土をする土地の面積		m2
盛土又は切土の高さ		m	盛土又は切土の土量		m3
擁壁設置【有・無】			排水施設設置【有・無】		
申請種別 規制区域区分【宅地造成等工事規制区域・特定盛土等規制区域】 溪流の該当【有・無】 行為区分【土地の形質の変更・土石の堆積】 溪流該当【有・無】					
添付図書・位置図・現況写真・公図の写し・土地の平面図・土地の断面図 ・（擁壁設置の場合）構造図等 ・（必要に応じて）盛土安定計算書 ・（排水施設設置の場合）排水計算書等 ・関係権利者同意（権利者一覧表・土地謄本の写し） ・周辺住民への周知措置報告書・誓約書 ・他法令に基づく許可等情報（許可証等の写し） ・その他（ ） ※図書の内容、明示すべき事項及び縮尺については、許可申請の手引き第2編第1章5.2許可申請に必要な書類等に記載の内容に準拠すること					
工事完了後の土地利用【宅地・農地・太陽光・その他（ ）】					
工期： 年 月 日～ 年 月 日			本申請予定時期： 年 月 日		
他法令に基づく許可等の情報【農地法・森林法・残土条例（県・市）・その他（ ）】					
※相談内容については別紙に記載					

県記入欄	受付日： 年 月 日		受付番号 号		回答日： 年 月 日	
	回答欄					
	<input type="checkbox"/> 許可を要する <input type="checkbox"/> 届出を要する <input type="checkbox"/> 要協議 <input type="checkbox"/> 手続き不要					
	意見（ ）					
	課長	課長補佐	係員		担当者	
起案日： 年 月 日			決裁日： 年 月 日			

2. 周辺住民への周知

(参考様式)

周知措置報告書

年 月 日

茨城県知事 殿

工事主 住所

氏名

〔法人にあつては、その事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第11条又は第29条の規定に基づき、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の内容を周知させるための措置について、下記のとおり講じたことを報告します。

記

1	土地の所在地 及び地番	
2	周知措置の方法	1. 説明会の開催 2. 書面の配布 3. 工事内容の掲示及びインターネットを利用した閲覧
3	周知期間・ 説明会開催日時	年 月 日から 年 月 日まで (年 月 日 () 時 分から 時 分まで)
4	説明会開催場所	名 称 所 在 地
5	説明会参加者数	人
6	配布範囲・ 掲示場所	
7	住民からの意見等	

3.2 宅地造成等工事施行同意書（様式例）

（参考様式）

宅地造成等工事施行同意書

年 月 日

申請者 住 所

氏 名

上記の者が宅地造成及び特定盛土等規制法の規定による許可を受けて宅地造成等に関する工事を実施することについて、次のとおり同意します。

物件の種別	物件の所在及び地番	地目又は工作物の種類	地積又は工作物の規模・用途等	権利の種類	同意の年月日	権利者の住所及び氏名又は名称	印

- 注 1 物件の種類欄には、土地又は工作物のいずれかに該当するものを記入すること。
 2 権利の種類欄には、所有権、賃借権、地上権、抵当権等の種類を記入すること。
 3 印の欄には、印鑑証明書の印鑑と同一のものを押印すること。
 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

3.3 誓約書（様式例）

（参考様式）

誓約書

私（法人又は組合の場合はその役員を含む）は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「本法」という。）に基づく許可申請を行うに当たって、次の事項について誓約します。
この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

1. 私（法人又は組合の場合はその役員を含む）は次のいずれにも該当しません。
 - (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (2) 本法又は本法に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者（本法の許可の権限を有する者が必要と認める場合は、他の法律又は当該他の法律に基づく処分の違反をした者を含む。）
 - (3) 本法第12条、第16条、第30条又は第35条の許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）
 - (4) その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
 - (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (6) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (7) 暴力団員等がその事業活動を支配する者
 - (8) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる者
 - (9) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
 - (10) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる者
 - (11) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
2. 1の誓約事項に反した場合若しくは誓約が虚偽であった場合、許可取消しの措置を受けた時は、これに異議なく応じます。

年 月 日

茨城県知事 様

申請者

住所

氏名

（法人・組合にあつては、名称及び代表者氏名）

茨城県土木部都市局 建築指導課（宅地担当）

住 所 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6
電 話 029-301-4732
F A X 029-301-4739